

令和6年

三重県議会定例会会議録

(6 月 14 日)
(第 16 号)

令和6年

三重県議会定例会会議録

第16号

○令和6年6月14日（金曜日）

議事日程（第16号）

令和6年6月14日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

| | | | |
|----|---|----|----|
| 1 | 番 | 荊原 | 広樹 |
| 2 | 番 | 伊藤 | 雅慶 |
| 3 | 番 | 世古 | 明 |
| 4 | 番 | 龍神 | 啓介 |
| 5 | 番 | 辻内 | 裕也 |
| 6 | 番 | 松浦 | 慶子 |
| 7 | 番 | 吉田 | 紋華 |
| 8 | 番 | 芳野 | 正英 |
| 9 | 番 | 川口 | 円 |
| 10 | 番 | 喜田 | 健児 |
| 11 | 番 | 中瀬 | 信之 |

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 12 | 番 | 平 畑 | 武 |
| 13 | 番 | 中瀬古 | 初 美 |
| 14 | 番 | 廣 | 耕太郎 |
| 15 | 番 | 石 垣 | 智 矢 |
| 16 | 番 | 山 崎 | 博 |
| 17 | 番 | 野 村 | 保 夫 |
| 18 | 番 | 田 中 | 祐 治 |
| 19 | 番 | 倉 本 | 崇 弘 |
| 20 | 番 | 山 内 | 道 明 |
| 21 | 番 | 稲 森 | 稔 尚 |
| 22 | 番 | 下 野 | 幸 助 |
| 23 | 番 | 田 中 | 智 也 |
| 24 | 番 | 藤 根 | 正 典 |
| 25 | 番 | 小 島 | 智 子 |
| 26 | 番 | 森 野 | 真 治 |
| 27 | 番 | 杉 本 | 熊 野 |
| 28 | 番 | 藤 田 | 宜 三 |
| 29 | 番 | 野 口 | 正 |
| 30 | 番 | 谷 川 | 孝 栄 |
| 31 | 番 | 石 田 | 成 生 |
| 32 | 番 | 村 林 | 聡 |
| 33 | 番 | 小 林 | 正 人 |
| 34 | 番 | 東 | 豊 |
| 35 | 番 | 長 田 | 隆 尚 |
| 36 | 番 | 今 井 | 智 広 |
| 37 | 番 | 稲 垣 | 昭 義 |
| 38 | 番 | 日 沖 | 正 信 |
| 39 | 番 | 舟 橋 | 裕 幸 |

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 40 | 番 | 三 谷 | 哲 央 |
| 41 | 番 | 服 部 | 富 男 |
| 42 | 番 | 津 田 | 健 児 |
| 43 | 番 | 中 嶋 | 年 規 |
| 44 | 番 | 青 木 | 謙 順 |
| 45 | 番 | 中 森 | 博 文 |
| 46 | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 47 | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 48 | 番 | 中 川 | 正 美 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|------------------|-----|-----|
| 事務局長 | 高 野 | 吉 雄 |
| 書 記 (事務局次長) | 西 塔 | 裕 行 |
| 書 記 (議事課長) | 中 村 | 晃 康 |
| 書 記 (議事課課長補佐兼班長) | 橋 本 | 哲 也 |
| 書 記 (議事課班長) | 藤 堂 | 恵 生 |
| 書 記 (議事課係長) | 長谷川 | 智 史 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 知 事 | 一 見 | 勝 之 |
| 副 知 事 | 服 部 | 浩 |
| 副 知 事 | 野 呂 | 幸 利 |
| 危機管理統括監 | 清 水 | 英 彦 |
| 総 務 部 長 | 後 田 | 和 也 |
| 政策企画部長 | 小見山 | 幸 弘 |
| 地域連携・交通部長 | 長 崎 | 禎 和 |
| 防災対策部長 | 楠 田 | 泰 司 |
| 医療保健部長 | 松 浦 | 元 哉 |

| | |
|------------------|---------|
| 子ども・福祉部長 | 枘 屋 典 子 |
| 環境生活部長 | 竹 内 康 雄 |
| 農林水産部長 | 中 野 敦 子 |
| 雇用経済部長 | 松 下 功 一 |
| 観 光 部 長 | 生 川 哲 也 |
| 県土整備部長 | 若 尾 将 徳 |
| 総務部デジタル推進局長 | 横 山 正 吾 |
| 地域連携・交通部スポーツ推進局長 | 藤 本 典 夫 |
| 地域連携・交通部南部地域推進局長 | 佐 波 齊 |
| 環境生活部環境共生局長 | 佐 藤 弘 之 |
| 県土整備部理事 | 佐 竹 元 宏 |
| 企 業 庁 長 | 河 北 智 之 |
| 病院事業庁長 | 河 合 良 之 |
| 会計管理者兼出納局長 | 佐 脇 優 子 |
| 教 育 長 | 福 永 和 伸 |
| 公安委員会委員長 | 村 田 典 子 |
| 警 察 本 部 長 | 難 波 正 樹 |
| 代表監査委員 | 伊 藤 隆 |
| 監査委員事務局長 | 大 西 毅 尚 |
| 人事委員会委員 | 淺 尾 光 弘 |
| 人事委員会事務局長 | 天 野 圭 子 |
| 選挙管理委員会委員長 | 中 西 正 洋 |

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。25番 小島智子議員。

〔25番 小島智子議員登壇・拍手〕

○25番（小島智子） 皆さん、おはようございます。桑名市・桑名郡選挙区選出、新政みえの小島智子です。

議長のお許しを得まして、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

1番は、差別を解消し、真に人権が尊重される三重県に！としました。

今回の質問、私自身は大変難しいことに挑戦をするつもりでここに立たせていただいています。自分の思いや願いもちろん込めますけれども、多くの方々の思いや願いを乗せて、執行部の皆さんとやり取りを、知事をはじめ、させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さてこの議場で2022年5月19日、そのときに、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例が全会一致で可決・成立しております。

相談体制を整備する必要があったことから、全面施行は翌年の2023年4月1日となっているところです。以来、1年と少し、この条例を動かしていただいている、そんな状態になっています。

条例を検討する特別委員会がありました。約2年、議論してきたわけですが、そこは様々な差別や人権侵害が今なお存在するということの確認から始まりました。

人権県宣言、そしてその後、1997年ですかね、人権が尊重される三重をつくる条例もつくられ、長い間、差別をなくそうということで、いろんな取組が行われていたにもかかわらず、差別や人権侵害が今なお存在するという事です。

現在の差別解消条例ができた、その意義について少し確認させていただきたいなと思います。

(パネルを示す) 差別や人権侵害を受けた、困ったな、嫌だなと思う方が県に相談に行きます。基本的には、県の人権センターが多く相談を受けることになります。

今までは、この県に相談をされた後、話を聞いてくれて、アドバイスをしてくれて、そこでほとんど終わりでした。様々な差別等の解消に動くのは、相談者本人でした。ですので、差別や人権侵害を受けた側が、その問題の解決に動かなければいけないという仕組みでありました。

けれども、それはやっぱりおかしいよねということで、相談を受けた県が助言をし、これは以前と一緒です。その後です。調査をし、関係者間の調整をし、その他必要な対応をする。県がここに関与をしなければいけないというふうに義務化をしたことが全国初の条例であります。

新たな条例の前文には、「現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題が存在している。これらの人権問題については、人権侵害行為を受けた者等にその解決の責任がないことは当然であり、人権侵害行為を行った者等がその責任を負わなければならない」とあります。

解決の責任は、行った者にある。受けた者にはない。このことを確認させていただいたということです。

今回、もう一度、(パネルを示す) 残念ながら、県が様々なことをしていただきましたけれども、解決には至りませんでした。

ですので、もう一本のほうの道筋。知事に、この解決ではまだ不十分だと思います、もう少しきちっと調査をしたり、差別の解消に動いていただきたいという場合は、この「知事申し立て」となっています。

知事は必要に応じ、三重県差別解消調整委員会というのを立ち上げることになっています。今回知事は、その申立てを受けて諮問をし、その三重県差別解消調整委員会が、説示の必要があるという答申を知事に対してしています。知事はこれを受けて、2月29日に説示をしていただいている。そのような中身だと思っています。

では、どういう内容の事案であったかということをもう一度、簡単に留めさせていただきたいと思います。

県内公立学校教員、2023年5月に土地購入をした際、その土地が被差別部落であることが分かったとして、その土地を紹介した関係者と宅地建物取引業者に対し、文書で契約解除を要求しました。土地の売主、持ち主ですが、不動産売買契約の取消し・解除の申出を受けて、その次です、心身ともに憔悴し、ショックだったと思います。これ、学校の先生たちですから、いい方が土地を買ってくれるんだなと思われたんだと思います。心身ともに憔悴し、不動産売買契約の解除について合意文書を締結するに至った。

その後も教員から非難され続けた宅地建物取引業者は、精神的苦痛を受け体調を崩し、その人の属する不動産会社も仲介約定報酬が支払われないなどの不利益を受けたということから申立てが行われたものです。

被差別部落の土地であることを理由に、土地購入を避けたいという意思表示を行うこと。不動産売買契約後に、被差別部落の土地であることを理由に、契約の取消し・解除を申し出ること。これらは部落差別だと説示でも提示をされています。

差別解消条例の第2条第1項第2号には、不当な差別の定義として、人種等の属性を理由とする不当な区別、排除、制限とあります。

では、差別や人権侵害の理由となる人種等の属性とは何か。県民の皆さんと共に確認させていただきたいと思います。

(パネルを示す) 第2条、「定義」のところ、人種等の属性にはこのようにあります。

人種等の属性とは、「人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的

意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落出身であることその他の属性をいう」、このように属性を差別解消条例では定義をしているわけです。

実は、特別委員会の中で、この被差別部落出身であることという属性を文字として入れ込むかどうかということも議論がありました。例えば出自という言葉等がよく使われますけれども、それでいいのではないかという意見もございました。けれども、長きにわたる、先進的とも言える部落差別解消の取組を続けてきた本県において、被差別部落出身ということで差別を受けるということは、やっぱりこれは大きな問題である、そのような認識から言葉を入れさせていただいた、そういう経緯がございます。

今回の事案は、残念ながら公立学校教員が差別行為者です。説示の中にも、とりわけ教育基本法第9条に、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と定められている教育公務員が差別を行ったことに、申立人やその関係者は、不信感を抱いており、たとえ私人としての取引上の行為であるとしても、教育公務員に対する信用を傷つける結果となっておりますと書かれています。

そこで、まず教育長にお伺いしたいと思います。

子どもたちの前に立つ、人権教育を行う側の教員、子どもにとって人権環境そのものであるはずの教員が差別行為をしたことに対する教育長の御認識、この件の受け止め、ぜひよろしく願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、今回の説示案件に対する受け止めについて答弁させていただきます。

本来、教育公務員は、差別解消条例が目指す人権が尊重される社会の実現に向けて、率先して積極的な役割を果たさなくてはならない立場にございます。たとえ私的な行為であっても、このたび、教育公務員が差別解消条例に基づく説示を受けたことは、まさに痛恨の極みであります。

申立てをされている相手の方やその関係の方々の怒り、悲しみ、落胆など、想像しても足りることのない苦しみを全ての教職員が理解しなければならないと考えています。

また、部落差別を受けた経験のある方や、部落差別を受けることへの不安を抱きながら生活をされている方、部落差別が存在することによって差別されない権利が侵害される可能性のある方、差別をなくすための取組に努めていただいている方など、多くの県民の方々に多大な御心配と苦痛を与え、教育に対する信用を失墜させてしまったことに対しまして、教育長として非常に重く責任を痛感しているところでございます。

そのため、私から私自身の言葉で直接、県内全ての県立学校長、市町教育長に対しまして、このことを当該教職員個人の問題にとどめず、全ての教職員が、差別の解消に向けて率先して積極的な役割を果たすという自らの職責を自覚しなければならない、という決意を伝えまして、課題認識を共有したところでございます。

今回のようなことが決して二度と起こることがないように、教育委員会としまして、教職員の人権感覚向上に係る研修や人権教育の推進に向けた取組など、様々な面から、これまでの取組を見直し、改善につなげてまいります。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） ありがとうございます。

個人の問題ではないということ。一般県民の方ならば、知識が足りなかったかな、もっと啓発が必要だったな、そんなふうに見えることができると思いますが、教員というのは、差別をなくすための行動者を育てる、その役割を担う、そういう責任を負っていると私は思います。ですので、ほかの方々とは少し違うその職責の重みをしっかりと感じていただきたいと思うところです。

被差別の方々の思いに自分も思いを寄せると、というふうに言ってくださいました。

1922年の水平社宣言から100年以上が過ぎた今なお、残念ながらこの問題

が残っているということ。いつまで待てばよいのか、いつまでこの問題に縛られなければいけないのかと、思っている方々は今も多いのではないかと思います。

ただ、学校で行われてきた人権教育には、多くのすばらしい実践があります。部落問題を中心に据えながら、児童生徒がそれぞれの暮らしの課題に互いに目を向け合う実践。自分の子どもの差別的発言から、保護者が自らを振り返り、積極的に人権研修を受けるようになった取組など。

しかし、今の学校現場を見てみますと、20代、30代の若い世代が本当に増えていると感じます。しっかりと人権研修をし、人権教育をつくり上げてきた世代が減り、その経験が十分に伝わり切っていない、そんな現状もあるのではないかと思います。

2021年に行われました人権問題に関する教職員調査の中で、被差別当事者との出会いが、教職員の人権問題に対する認識や指導に対する自信に好ましい影響を与えるということが明らかになっています。そこが逆に言うと、足りないということかなとも思いますが。

先ほども申し上げましたが、子どもたちにとって最大の人権環境は教職員自身。毎日目の前にいる人の人権感覚が子どもたちに浸透していくと考えると、その影響の大きさを思わずにはられません。

今回のことを契機として、さらなる教職員の人権意識の醸成をどのように進めていくのか。正しい部落問題に対する認識を全ての教職員が持つことへの決意、そして、それを実現させるためにどう具体的に進めていかれるおつもりか。そのことを教育長にお伺いいたします。お願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、教職員の人権意識の醸成をどのように進めていくのかについて御答弁させていただきます。

今回、教職員が差別を行ったことを考えますと、部落問題をはじめとする人権問題について、教職員の認識を深める取組が十分ではなかったと受け止めています。

そこで、教職員研修に関する本年度の取組といたしまして、全ての教職員が、部落差別の現状やその解消のために必要な知識と人権感覚を身につけるため、自らの人権意識を振り返る校内研修を、全ての公立学校で実施することとしています。

具体的には、まず、部落差別の解消に向けた自らの責務を自覚することを狙いとする研修用動画を教職員向けに配信いたしまして、全ての教職員が視聴して学ぶこととします。

併せて、部落差別に対する自分の認識や行動を振り返ることを狙いとする研修リーフレット、これを全教職員に配付いたしまして、それを活用した校内研修に全ての公立学校で取り組みます。

この校内研修を充実させるためには、管理職や人権教育の推進を担う各学校の代表者の人権意識や指導力の向上が必要となりますので、これらの立場の教職員に対する本年度の研修は、説示の内容を踏まえまして、部落問題に関する認識を深める内容で行っているところであります。

それから本年度の法定・悉皆研修は、初任者を対象に、部落問題への認識を深める内容で、昨年よりも時間を拡大して実施いたしました。さらに、新任校長を対象に、差別解消条例を踏まえた人権教育の推進や、差別事象の未然防止と対応について学ぶ研修を新たに行いました。

引き続き、法定・悉皆研修等に位置づけております人権に関する研修の内容を精査いたしまして、教職員の教育実践力を高めることができるように充実を図ってまいります。

今後、各学校における人権教育推進計画の見直しを進めまして、全ての教育活動を通じた人権教育の取組の充実を図ります。

また、管理職や各学校の人権教育の推進を担う代表者を対象とする研修の内容を改善いたしまして、人権に関する校内研修を企画・運営する力を高めることで、全ての学校で教職員の人権意識の向上を図る研修が進められるように取り組んでまいります。

被差別の立場にある人の存在や思いを想像し、子どもの思いに寄り添う教

職員となるためにも、人権問題について理解を深めることが不可欠であるという認識の下、教職員の人権意識の向上に取り組んでまいります。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） またその動画やリーフレットを私も見せていただきたいなど思うものです。

ただでさえ忙しいのに、またプラスで負担が降ってくるというふうに、やっぱり教職員の方々が捉えないようにぜひ、していただきたいと思います。

なぜ、部落問題を考えないといけないのか。

なぜ、人権教育をベースに置かなければいけないのか。

そこをちゃんと理解できるかどうかということが一番大切なんだろうと思います。

よくいじめの話で、した側、された側、第三者・傍観者側、でも傍観してはいけないと学校では教えるわけですね。この問題も一緒に、傍観してはいけない。差別はする側とされた側、その二つしかないということをしつかりと押さえなければいけないんだと思います。

様々な問題が子どもたちにはあるので、それぞれの暮らしの中にある課題、先ほど申し上げた属性に直接関わる課題を持っている子どももいると思いますし、そうではないかもしれませんが、お互いにいろんな課題を知り合いながら、それを解決し合おうとする、そういう態度を育成していくことが、部落差別等を社会構造の中からなくそうとする大人をつくっていくことにも、もちろんつながるんだろうと思いますので、その意味をしつかり認識できるように、なかなか簡単じゃないですけども、やっていただきたいと思います。

もう一つお聞かせいただいでいいでしょうか。

教職員の採用、そして先ほど学校長の役割等にも触れられたと思いますけれども、管理職選考の際、人権に対する意識について問うということが、それぞれの意識づけには必要だと思いますが、現状はどのようになっています

か。お願いいたします。

○教育長（福永和伸） まず、教員採用試験ですけれども、教員に求める資質の一つに、優れた人権感覚を掲げておりまして、教養の筆答試験の内容に人権教育を含めて出題しております。

それから、管理職選考試験ですけれども、校長、教頭として求める人物像として、高い倫理観、リーダーシップ、課題解決能力、継続的な改善能力を有する者として掲げておりまして、人権教育に関する内容を出題しまして、適性の判定に用いております。

今後についてですけれども、それぞれの試験におきまして、人権教育の観点を一層重視いたしまして、教員としての資質や管理職としての適性を、面接の場も活用しながら、より丁寧に確認することによりまして、教育公務員として高い人権意識を持ち、率先して積極的な役割を果たしていけるような人物の採用、選考に努めてまいります。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） ありがとうございます。

きっと今までもそうやってやられてきたんだと思います。けれども、例えば昨年度の校長先生の発言にあるように、人権意識を疑うようなことが起こってくる。

でも、一度そういうことがあったから断罪するということではなくて、その方がどんなふうに変わるることができるか。それが先生方や子どもたちに、考えることの可能性を見せることにつながるんだと思うんですね。

ぜひ、変わるということも、どうやったら変わるかということも、お考えいただいたらいいのかなと思います。

今回の事案の場合、私は不思議にととも思うのは、差別をした教員は、被差別部落出身の保護者や子どもに今まで出会ってこなかったのかなとか、これから出会うかもしれないという想像はしないのかなと思います。

目の前に属性を持つ子どもがいた場合、自分が部落差別の行為をした場合、その子どもを直接的でなくても差別することになるからです。

教職員というのは、自分の育ち以外に児童生徒の育ちや家庭に関わる立場です。関われるからには、その経験を必ず生かさなければいけない。その責任があると思います。

子どもたち、教室の中で自分の全てを見せるわけではありません。見ようとしなければ見えないですし、教室の中だけでは分からないことも多い。

教職員には、何かがあるのではないかというふうに想像する力ですとか、気づく力というのが絶対に不可欠だと私は考えます。一朝一夕にその力はつきませんが、心が揺さぶられるような人との出会いですとか、同僚との語り合いなどを通じて、教職員の人権意識がしっかりと育まれるように心から願います。

全ての教職員が、今言いました、いじめのことはそれだけわあわあ言うのに、この問題になったときに自分がどの立場に立つのかということです。差別をなくす側に、きっちりと全ての教職員が立ち切る、そのことをぜひ教育委員会として目指していただきたいと思います。

今回、申立てをした方は宅地建物取引業者の方なんです。その方は、特に部落差別に関して知識や感性を持ってみえたのか。どうしてそういうことができたのかということ、少し皆さんにお伝えしたいと思います。

宅地建物取引に関わる更新の際、研修をしっかりとさせていただいております。その結果、宅建業者の方の認識が本当に大きく変わっているというのがこの調査から分かります。

(パネルを示す) 少し小さいですが、宅地建物取引に関する人権問題の実態調査、これ宅建業者にさせていただいているんですね。この下です。この赤いところが問題になっているところです。

取引物件に関して同和地区であるかどうかを聞くことは差別につながると思うかどうか、そんな質問をしています。2017年度は41.7%がそう思う。でも、2022年度になると、明らかにこの数値は増えています。聞くことそのものが差別であるという認識を宅地建物取引業者の多くの方たちがするようになったということです。

そしてそれだけではなくて、これ、（パネルを示す）三重県、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部共同で作成をいただいています。「わたしたち宅建業者は同和地区の所在に関する質問にはお答えしません！！」これを県民の皆さんに向けて周知をしている、これはシールになっていて、いろんなどころに貼られているというようなことです。

しかしながら、一般県民の、ほかの方々と考えると、人権に関する講演等を聞くなど研修を受けたことがないとしている方々が約8割近くいらっしゃいます。県民への啓発をこれからどうしていくのか、これは大きな課題だと考えます。

インターネットの中には、差別的な書き込みが大変多く散見される。従来の講演会等で、実際に人から話を聞くことというのは有用だとは思いますが、時代に合った取組をしていくことも求められているのではと思います。

今後、どのように県民に啓発をしていくのか、部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それではお答えいたします。

本県では、部落差別は重要な人権課題であるという認識の下、その解消に向けた取組を進めてまいりました。

今御紹介いただきました宅地建物取引業者に対しては、部落差別や入居差別解消等に係る研修・啓発を業界団体の皆さんの御協力をいただきながら、進めてまいりました。

今回の事案が明らかになりましたのも、宅建業者の皆さんが差別に気づき、差別は許せないと行動していただいたことがきっかけで、研修等の内容を宅建業者の皆さんが受け止めていただいた結果ではないかと考えております。

御指摘いただいておりますインターネット上にある差別的な書き込み等につきましては、瞬時にかつ広範に伝播する特性上、多くの人に影響を与えることから、大きな課題であると認識しております。

令和4年度に実施しました人権問題に関する三重県民意識調査では、差別

的な言説をインターネットで見聞きした場合、その差別的な言説を肯定的に受け取る傾向があるとの結果が出ており、対応が必要と考えております。

こうした中で、県としましてはインターネットの人権侵害をテーマに取り上げた研修等を実施しているところであります。

また、インターネット上の差別的な書き込み等についてモニタリングを実施しておりまして、昨年度発見しました差別的な書き込み等は、三重県に関連したものでございますが、1409件で、適宜、削除依頼等の対応を実施しておりますが、削除されたのは一部にとどまっているという状況でございます。

インターネット上の誹謗中傷対策につきましては、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法が設立したところでありまして、差別的な書き込みの速やかな削除につながるような制度の運用につきましては、国に対して、私が直接提言をさせていただいたところでございます。

インターネット上での書き込みを含めまして、差別や偏見を助長するような情報を見聞きしても、うのみにせず、正しく判断することが大切であり、県民の皆さん一人ひとりに人権問題について理解を深めていただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

研修等につきましては、オンライン開催を取り入れるなど開催方法を工夫するほか、地域の集会など、人が集まっていた場に県から積極的に赴くなど、1人でも多くの県民の皆さんの啓発につながるよう取り組んでまいります。

また、インターネットでの啓発につきましては、様々なSNSを活用するとともに、現在やっております人権メッセージや啓発ポスターの募集のように、県民の皆さん自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるような、より効果的な啓発を実施するなどしまして、人権が尊重される三重県を目指してまいります。

[25番 小島智子議員登壇]

○25番（小島智子） ありがとうございます。

今は、インターネットで間違っって起こされてしまう時代。だから、やっぱ

りインターネットの中で正しいことを伝えたり、間違っただけを否定していくということも本当に必要だと思います。

あとオンラインだとか、アウトリーチをしていくとか、いろんなことをお考えいただいていると思いますが、本当に、新たな取組もぜひやっていただきたいと思いますので、来年度については予算も必要ですから、その辺りの確保もしつつ、お進めをぜひいただきたいなと思います。よろしく願いをいたします。

さて、これまで、教育長、それから環境生活部長とやり取りをさせていただいてきました。

最後に、今回の教育公務員による土地差別事案、これは重大な部落差別事案であるという、そのことに対する知事の御認識、そして改めてこの事案に対する県がどういう対応をしてきたかということ、三重県が目指すべき姿とはどういうものか、その実現に向けての決意をお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から御質問をいただきました、今回の教育公務員が行った行為については、私から説示をし、これは重大な部落差別のものであるということを言ったということでございまして、この問題は、我々が非常に重く受け止めなければいけないということは教育長も、そして部長も答弁したとおりでございます。

三重県で制定した差別解消条例の第9条には、三重県議会の議員、知事その他の県の公務員は、基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、差別をなくすためということですが、率先して積極的な役割を果たすものとするかとされています。

この条例の規定があるなしにかかわらず、しかしこの条例の規定があるなら、なお一層高い倫理意識を持ち、人権意識を持って対応すべき職務にある人がそういう行為をした。これは決して許されるものではないと考えております。

議員からも御質問でいただきましたが、いじめと同様に、部落差別も人の尊厳を奪うものであります。言わば卑劣な行為でありますけれども、いじめと決定的に違いますのは、部落差別は、国の統治機構が、かつての封建時代でありますけれども、身分制度を守るため許容してきたものであり、重みとか辛さ、それを受ける人の辛さというのは、いじめを受けた人より数倍するものであると私自身は考えております。

人は生まれながらに平等であると言いながら、そういったことがこの近代国家において、今も行われているというのは、おかしな話で、一日も早く解消し、私は集会では撲滅すべきであるというふうに申し上げましたが、我々人間が行ってきたものを人が変えていくという意識を持ってやっていくのが重要であると思います。

私自身も、在外勤務をしておりましたときに、アジア人であるということ で差別を受けた経験があります。非常に憤りを感じました。

日々、この日本の中でそういう思いを持っておられる方、その気持ちを考えると、胸に迫るものがあります。

また、関空会社の総務人事部長として、大阪でありましたけど、人権研修に出させていただきました。そこで多くのことを学びました。部落差別というのは、人間の属性のみの差別ではなく、人間の属性の差別であることも当然なんですけど、土地に関する差別だということで、世界的にも、まれではあるんですけど、まれであるからこそ、一層なくしていかなきゃいけない差別であると思います。

県では、説示後、総務部長名で綱紀肅正という意味で、差別の解消を行うべきだという通知を全職員に発出してしておりますが、今日、御質問もいただいております。

改めて、その重みを全職員に感じてもらうというのが必要だと思っておりますので、知事名で、改めて綱紀肅正という題名ではなくて、差別の解消ということで通知を出させていただきたい。

それによって、先ほど申し上げました差別解消条例第9条で規定をされて

いる全ての公務員にこの重みを感じてもらいたい。差別を三重県から一日も早くなくしていきたいところでございます。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） ありがとうございます。

いろいろ申し上げたいことというか、やり取りをしたいことはあると思うんですけども、人の意識の中にいつまでも残り続ける課題でありまして、場合によっては、人の命を奪ってきたことが部落差別であると思っています。簡単ではないと思いますし、自分には関係ないと思いがちの方も多いと思いますけれども、一つだけ、私の経験をお聞きいただきたいと思います。

片方の両親を含め、親戚の方が誰一人として出席していない結婚式に参加した経験があります。

そのときにつくづく思いました。大切に育てた我が子の新しい門出、そこに、本当に意味のない、理由のない差別が介在し、間違った考えによって、我が子の晴れ姿を見ることも、幸せをその場で願うこともかなわない。こんなばかげた、こんな悲しいことを。現れてくる現象はいろいろだと思いますけれども、絶対繰り返したらあかんと。

差別は、された側はもちろんですけれども、する側の人もまた、決して幸せにしないということを互いに心に刻むべきであろうと本当に思います。

知事名で差別の解消について、職員の皆さんにということで、それをやっていただくということで、しっかりやっていただきたいなと思いますが、それぞれの職場や暮らしの中で、本当に属性による互いに対する人権侵害等がやっぱりこの三重県庁でもないのか。そういうことをしっかりと振り返ることが、この問題に対するそれぞれがすべきことだろうと私は思います。

最後になりますが、これは申し述べることにいたします。

条例改正の必要についてです。

実は、2022年5月19日、ここで成立をしました差別解消条例について、最後に、約4年間の歳月をもって、必要があれば条例を改正する、そのことを考えると書いてあります。

なぜ改正が必要かと申し上げますと、先ほど、宅建業者のこの調査を出させていただきました。（パネルを示す）これは実は冊子になっておりまして、最後のページに、三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針というのが印刷されています。そのページは、この2024年4月に、もう既に改正が行われています。

どういう中身が付け足されているかという、差別事象発生時の団体及び県への報告について協力を求めるという内容です。

すごく素早い対応だなと思いますけれども、残念ながら、今ある差別解消条例には、事業者の方々について、そういう意味での協力依頼をするその文言が入ってございません。

ですので、それをやっぱりきちっと書き込む必要があるのではないかと。あるいは、それを申し出た場合の事業者を守るということも必要ではないかと思うからです。

改正を考えるとかが来たならば、誰がどう改正するか、まだ分かりませんが、そういうことへの加筆というのは必要なかと考えてございます。

そしてもう1点、先ほど知事は土地差別のことにも少し触れられました。人に対する直接的差別ではないということで、この土地差別というのは非常に難しいというか、見えにくいというか、そういう側面があるかと思いません。

奥田均さんという先生がいらっしゃいますけれども、彼は、この土地差別というのは、そこの出身である、その属性を持つという人と自分は違うんだということを表したいがために行われるものであるとおっしゃっておりまして、この辺は、なかなか今ある差別解消条例、包括的なものでは規定しにくいですし、全くできません。

ですので、将来的に土地差別解消を含む部落差別解消推進条例の制定の必要があるのではないかと思っているところです。

今日、ここへ来る途中に朝の連続テレビ小説、見ることはできませんでしたが音声だけ聞いてきました。そこでこんなこと言っていました。私もそう

思っていたので、一緒のことを思っているなって思いました。

法律というのは、別に人を縛るとか、否定するとか、がちがちにはめ込むとか、そういうものではなくて、人が幸せに生きるために必要なんだという、そういう言葉でした。

まさしくそうなんだろうと思います。

どんなに法律がたくさんできても、しっかりと自分が立ち位置を明確にしながら生きている人は抵触することはありません。だから、差別する側を縛るための条例の改正、そして部落差別解消条例の制定、これを今後視野に入れていただければ大変ありがたいなと思います。

知事からも、部落差別をなくしていく。その先頭に立つという決意をお聞かせいただいたと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。1点目の質問を終わります。

全然時間がなくなりました。

2点目の質問に入ります。

住民の命を守るとか暮らしを守るという点においては、この2番も関わってくるのかなと思いますけれども、「ライドシェア」について取り上げさせていただきたい。

言葉をお聞きになった方もいらっしゃると思いますが、今ライドシェアと聞いて思い浮かべる内容はきっと皆さんばらばらです。何かアメリカでいろんなことが起こっているんだって。そんなの日本でも進むのかなあ。でも、日本でも進めてくれるといいよね。

そんなことですけれども、アメリカでは2010年ぐらいから導入されています。UberとかLyftといった大手の業者が中心ですけれども、性犯罪を含む犯罪がそこでは起きていまして、今年1月には、アメリカの州法ではなくて、連邦法において運転手の身元確認を必要とする、そういう法律が成立していると聞いています。中国のDiDi等でも、そういう犯罪が同じように起きています。

日本においても、様々、今議論が行われているところで、知事も、昨年の

12月ですか、知事会の要望に行っていただいております。

今あるいろんな問題を挙げながら、運転手が不足する都市部等における移動需要に対する要望と、そして交通空白地等に関する要望と、2点大きく挙げていただいていると思います。

現在、日本においては、欧米型のライドシェアの危険性を回避して、課題の解決に向かうよう、いわゆる日本版ライドシェア、タクシーライドシェアとも呼ばれることがあります。それと、自治体ライドシェア、この二つの仕組みが動き始めています。

なかなかこういうふうに分けるの難しいんですけども、少しこんな中身かなというのを作ってみましたので御覧いただきたいと思います。

(パネルを示す) 日本版ライドシェア、自治体ライドシェア。こちらは運行主体がタクシー事業者になっています。こちらは自治体そのものですか、NPO法人などです。

現在、岸田総理が言及されましたけれども、郵便局ですとか、農協ですとか、DMOといった地方組織の活用も運送主体、運行主体にという方向で進められるのではないかと。そんなふうになっております。

それから、利用方法ですけれども、タクシーについてはタクシーアプリが使われるのかな。自治体ライドシェアについては、高齢の皆さんもたくさんお見えになりますから、電話予約というのが割と多いように、実際やられているところの場合では聞いております。

それぞれ法的な根拠は、道路運送法第78条第1項第3号、これが2024年4月に自家用車活用事業としてここで創設をされている。そして自治体ライドシェアの道路運送法第78条第1項第2号については、もう既に自家用有償旅客運送というのがありますので、この仕組みでできるのではないかと、そんなふう動いているところであります。

この自治体ライドシェアで例えばこんな動きがございます。

(パネルを示す) これは加賀市とか小松市の例ですけれども、加賀市はDMOですか、間に入ってやっているということです。タクシーが減少する夜

の時間帯に限って、対価はタクシー運賃の約8割、自治体ライドシェアの場合はタクシー運転の約8割とされているところが大体多いかなと思いますが、それぞれです。

様々な手法でライドシェアが進んできているんですけども、今、実際三重県の中では、この動きというのは具体的にどうなっているのでしょうか。その辺りをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（長崎禎和） それでは、県内のライドシェアの実施状況について御答弁いたします。

全国的にタクシー不足が課題となる中、その対応策の一つとして、いわゆるライドシェアへの関心が高まっております。

代表的な先行事例とされるアメリカのライドシェアは、事業者がアプリを通じて配車マッチングを行うものですが、安全性や労働環境の面で問題があるという指摘もございます。

一方、日本におきましては、第2種運転免許を保有しないドライバーが有償で輸送サービスを提供することは原則として禁じられていますが、現在は自治体ライドシェアと呼ばれる自家用有償旅客運送と日本版ライドシェアと呼ばれる自家用車活用事業の二つが特例的に認められています。

自家用有償旅客運送は、従来からある制度で、バスやタクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な交通空白地において、自治体やNPOが運行主体となって輸送サービスを提供するものでございます。

県内では9市町及び4団体で実施をされておまして、それぞれの地域の状況に応じて、高齢者の通院や買物、高校生の通学などを中心に、観光客の移動手段としても活用されております。

例えば紀北町におきましては、平成28年に町内のタクシー事業者が撤退をいたしましたことから、町が運転士を雇用して運行管理をバス事業者に委託する有償運送を行っております。この輸送サービスは利用者数が年々増加しておまして、住民の大事な移動手段となっております。

また、自家用車活用事業につきましては、今年4月に制度化された新しい仕組みで、タクシーの供給量が不足しております都市部や地方の観光地の一部などにおきまして、タクシー事業者が運行主体となり、第2種運転免許を保有しないドライバーを雇用して、輸送サービスを提供するものでございます。

県内では、志摩市が夏の観光シーズンに2か月程度、夜間の18時から24時の時間帯に限定をしまして、3台程度を運行する実証事業に取り組む予定でございます。

県としましては、これらの制度を活用した各市町の取組が効果的なものとなるように、国からの情報収集や市町への助言などの支援を行うとともに、市町からの要望に応じて個別の取組内容を確認しながら、財政支援についても検討してまいりたいと思っています。

〔25番 小島智子議員登壇〕

○25番（小島智子） ありがとうございます。

9市町4団体で、既に自治体ライドシェアは動いているということですね。

後で申し述べますが、紀北町のいろんな取組、「えがお」でしたっけ、そういうのも動いていると聞いていますし、志摩市は7月から9月に実証事業が行われるとも聞いておりますので、その辺りの課題をしっかりと整理いただきたいなと思うところです。

市町等の調整が整ったら、この申請というのは国に対して直接行われるというふうに思っていますけれども、県が直接的に関与しなければならない法的要件というのはありません。

先ほど説明があった志摩市の場合は、実施主体は志摩市ですけれども、そこに実施支援を県が行うといった、そういうスキームでこの実証が行われようとしています。

バス・タクシー業者との話合いも必要になってきます。今後、自家用有償旅客運送制度の改革としては、いろんなことが今もう既に挙げられていますが、変動価格制ですとか、タクシーとの共同運営の仕組みをどうつくるか。

それから、地域公共交通会議、それぞれの地域で行われたとしても、その結論がなかなか一定期間内に出ない場合に、首長の判断で結論を出せるのですとか、運送区域の設定の柔軟化、発着地の問題もありますし、それこそ広域にわたる場合も出てくるであろうと思いますけれども、そういうことが出てくるだろうと思います。

プラスをして、今年度から令和10年までの5か年で三重県地域公共交通計画が動き出しています。そこにも自家用有償旅客運送にも触れていただいたりしております、その辺りを考えますと、ライドシェアを含め、地域公共交通全体の課題解決に向けて、県がそこにしっかりと関与をしていくということ、これは、私は絶対的に必要だと思うんですけれども、部長はどのようにお考えでしょうか。お聞きかせたいと思います。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（長崎禎和） それでは、県の関わりにつきまして御答弁申し上げます。

人口減少の進行等によりまして、県内各地に交通空白地が存在する中、コミュニティバスなどの既存の公共交通機関だけでは住民の移動ニーズに対応することが困難になってきております。

各市町におきましては、地域の声を聞きながら、それぞれの実情に応じた対応策の検討を進めておりますが、交通施策に関するノウハウの蓄積が十分ではないというところもあり、域内の状況に応じた最適な方策を模索し、試行錯誤をしている状況でございます。

また、コミュニティバスの運行や自家用有償旅客運送の制度を活用した取組につきましては、各市町が県を経由せずに、直接、国への許可申請が行われる仕組みとなっておりますことから、これまでの市町の取組に関しては、県の関わりは限定的なものにとどまっております。

県では、本年3月に策定しました、先ほど議員がおっしゃった三重県地域公共交通計画におきまして、日常生活を支える地域内交通の維持・確保を基本方針の一番目に位置づけをした上で、地域内交通の課題解決に向けた支援、

それから交通空白地における移動手段の確保への支援を促進するという
こととしております。

市町への支援でございますが、具体的には、昨年度から新たに国と共に
直接市町を訪問いたしまして、市町が抱える課題を共有し、国が持つ知見、そ
れからノウハウも活用して解決に向けた方策を協議する検討会を開催して
おります。昨年度は4市町、今年度は既に2市町で開催しておりまして、域内
のバス路線の見直しやデマンド交通等の導入に関する検討などを進めている
ところでございます。

財政的な支援につきましては、各市町が導入に向けて新たにに取り組む輸送
サービスへの支援を行っております。

令和2年度からの4年間で10市町、16取組に対して補助を行っておりまし
て、これらの事例から得られた成果や課題等をまとめまして、県内全市町へ
の水平展開を図っているところでございます。

令和6年度につきましては、この予算を増額の上、調査・分析や実証運行
から定着に至る取組まで切れ目のない補助対象とするなど、内容面も拡充し
て、市町の取組を後押しするということをしております。

特に、新たな制度であります自家用車活用事業につきましては、志摩市の
実証事業に対しては、許可申請の手續に係る助言を行うとともに、ドライ
バーの確保や観光客に向けたPRなど、効果的な事業の実施に向けて連携し
ながら検討を重ねております。加えて、ドライバーの研修や車両の整備など、
必要な経費に対する財政的な支援も検討しております。

今後でございますが、各市町における地域内交通の充実に向けた取組が進
むよう、財政支援はもとより、課題解決に向けた助言や検討等を積極的に
行ってまいります。

[25番 小島智子議員登壇]

○25番（小島智子） ありがとうございます。

タクシーとかバスといった、そういう事業者が存続することも大事だと思
いますし、業そのものを圧迫するということがないことも大事だと思います

が、県の積極的な関与をしていくということについての御答弁だったと思います。

紀北町では、今後の課題として挙げられている6点のうち、2点が交通事業者との要調整となっています。そこはやっぱり一自治体、基礎自治体だけでは難しいこともあろうかと思しますので、その辺りをお願いしたいと思います。

知事、ライドシェアに関して専門的な知見をお持ちで、知事会の中でも活動いただいている。昨日も緊急要望という形で、国土交通大臣にお会いになっていると承知していますが、この件についての御所見をぜひお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○知事（一見勝之） ライドシェアにつきましては、三重県が、私自身も動いておりますけれども、全国知事会をリードして、こんなふうにやるべきだと、守るべきものはこれなんだということを明確に打ち出してやっておるつもりでございます。

昨日も、全国知事会長、それから副会長、これはウェブでの参加でしたが、国土交通・観光常任委員会委員長、新潟県知事と一緒に私も行きまして、国土交通大臣に直接要望をしてみました。

ライドシェアに関して言うと、これは小島議員からもお話いただきましたけど、アメリカ型のやり方で進めようという、一時期そんな動きがありましたけれども、これは大きな課題を抱えております。

一つはプラットフォーム、これはUberとかLyftと呼ばれておられる方々ですが、この方々は車の運行に関しては責任を取らないんです。マッチングをするだけなんです。したがって、車内での暴行行為あるいは交通事故、これに関しては、運転手1人に責任がかぶされます。

Uber自身が発表していますが、2018年に3045件の事件が車内で起こっているということなんです。それに関して言うと、プラットフォームは責任取らない。

さらに言うと、プラットフォームは労働環境についてもタクシー会社の

ようには責任は取りません。したがって、ギグワーカーという安い給料で働かざるを得ないという労働者ができている。したがってヨーロッパでは、一時期はやり始めましたが、やっぱりまずいと言ってやめた。こういうこともございます。

また、スマホを使えない人はなかなか使いにくいということもありまして、タクシー会社、タクシーが駆逐をされてしまうと、スマホを使えない人は移動ができなくなると、こういうこともございます。したがって、大臣もそこを心配しておられますし、私も強くその3点についてお話をしてきたところであります。

また公共交通については、県が積極的に関与するべきであると私も思っておりまして、去年の4月に、それを担当する課をつくりましたし、部の名称も交通というのを入れました。

それは一基礎自治体だけでは無理だという、いろんな課題があるのも事実ですし、それから自治体をまたぐ問題、課題もあるからということです。

これからも積極的に県は関与していきたいと思っております。

[25番 小島智子議員登壇]

○25番（小島智子） ありがとうございます。

人の命を守ることが一番大事だと思っておりますので、そこを担保しながらお進めいただきたいと思います。ありがとうございます。

時間なくなっちゃいました。

パラオについてやりたかったんですけど、8月4日から9日、志摩市の中学生10人、鳥羽市の2人、パラオに行ってくださいという話を聞いています。

そんな報告も含めながら、パラオとの30周年に向けての友好をさらに進める取組をぜひやっていただきたいなということを最後に申し上げまして、質問を終結したいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。32番 村林 聡議員。

〔32番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○32番（村林 聡） こんにちは。度会郡選挙区選出、自由民主党会派、村林聡です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大きな1番と置かせてもらいまして、南部地域活性化基金の問題点、そして（1）基金の問題点と見直しについてという題名を置きました。

当時、野呂知事に、過疎対策とは、過疎を止めるためのものですかと質問しました。返ってきた答弁は、過疎対策とは、人口が減ったことで起きる様々な困り事を解決するためのもので、過疎を止めるためのものではないというものでした。

このやり取りによって、過疎対策という行政用語を使う限り、過疎は止まるものではないということが明らかになりました。

私は必死の覚悟を持って、お年寄りがお年を召して亡くなることは寂しいことではありますけれども、この人口の減り方は過疎ではない。もしくは既に済んだ過疎の結果でしかないということ。住み続けたい人が残れない悲劇、つまり、人口流出こそが問題の本質であること。現状は、水道の蛇口から水がジャージャー流れ出るように人が流出していて、当時の過疎対策は、それをひしゃくですくうという話。たとえどんなに固い蛇口であっても、栓を閉めに行くことこそが本当の対策であるはずだと訴えました。

できるのですか。できないのでしょうか。

こうした問題がなければ、大紀町は即決するつもりでいてくれたのです。こうして時間が無駄に過ぎていくことが残念でなりません。

それではお伺いします。

今回明らかになった南部地域活性化基金の問題点を、直ちに見直すべきであると強く求めます。県として責任ある答弁をお願いします。

〔佐波 斉地域連携・交通部南部地域振興局長登壇〕

○地域連携・交通部南部地域振興局長（佐波 斉） 南部地域活性化基金についてでございます。

この基金につきましては、平成24年度に創設し、これまで約1億7600万円を積み立て、市町が連携した延べ92事業を支援してまいりました。

令和6年度においては、さらに4520万円を積み立て、新規事業3本を含む計8事業を対象に支援しているところです。

御質問にありました複数市町の要件、補助限度額、3年間を目途というふうな運用にしておりますが、これらの要件につきましては、限られた財源の中で、より多くの市町が共通の課題解決に向けて連携して取り組もうとするチャレンジを支援する、そういうこの制度の趣旨に沿って、制度創設時からの要件となっております。

ただ、この要件も含めてですが、これまで、平成27年度、令和元年度、さらには令和5年度、それまでの事業の成果と課題を踏まえながら、市町の意見もしっかり聞きながら、見直しは図ってきております。

今後も、事業効果を最大限に発揮するためにはどのような制度であるべきかという観点から、市町の意見に耳を傾けながら、市町及び県の財政状況、これまでの事業実績や課題、今後の事業予定等を総合的に勘案し、議会の御意見もお伺いしつつ、引き続き検討していきたいと考えております。

市町の意見を聞く場としましては、市町、有識者、それから我々県で南部地域活性化推進協議会というのをこの事業構築のために設けております。

この場で、年間通じて様々な議論や情報共有を行っているところですが、

これまで7月下旬に、翌年度事業の議論をスタートしておりましたが、今年度からはそのスケジュールを前倒しし、6月下旬から担当者が集まって、各市町の優良事業の紹介、今後連携して取り組んでいきたいことなど、議論を行っていくこととしております。

こういった場も活用しながら、今後、この制度の課題、効果、基金制度の運用等、意見交換も引き続き行ってまいります。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 御答弁いただきました。

一定程度の見直しをするということは、今御答弁いただいた。この点については感謝をしますし、評価いたします。

しかし、事前の意見交換ではそれに加えて、この条件で今回きちんと支援できなかったことに対する反省も述べられると私は聞いておったんですが、そうしたことはなかったというふうに聞かせていただきました。

それでは、再質問をたくさんさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、県の主体性について伺いたいと思っております。

有識者も加えた推進協議会を設置して、市町の意見を聞くと。こうした要件を見直すことについても、市町の意見を聞かなければ見直せないというように私には今の答弁では聞こえませんでしたけれども、こうした基金の要件については、県が主体性をもって、県の責任において見直すべきと考えます。

少なくとも、現時点で県としての考え、知見を持っている必要があります。全く何も持たずに市町の意見を聞くというおつもりですか。

現時点での県のお考えを聞かせてください。お願いします。

○地域連携・交通部南部地域振興局長（佐波 斉） 県としてというのは、県の制度である以上、当然県が責任を持って決めます。その上で、先ほど答弁させていただきましたのは、県が勝手に決めるということではなくって、そういう市町の意見を伺う場として、協議会もしっかり活用していくということでございます。

現時点でということでは、令和5年度、1年間かけて皆さんの意見も聞き、

議会の常任委員会にもお諮りしながら、令和6年度運用を始めたところでございます。今すぐに何かを変えるということは、すみません、考えておりませんが、今日質問をいただいた、そういう意見は当然、今後検討していきたいと考えております。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） やっぱりおかしいと思いますね。

今、現時点で県は変える考えはない。でも、市町の意見は聞く。

既に、私は町の意見を聞いたり、実際こうした事例が発生しておるわけで、それをしっかり何週間もかけて意見交換を、この質問のためにして、しっかり伝えてきました。

現時点では変える考えはないということですね。間違いないですね。もう変えないんですね。

さらに、市や町の意見を聞くとおっしゃいますけれども、既に私の今回の事例で様々なことが明らかになっていると思うんです。町の首脳が、もう十年もやっているこの基金の要件を把握していないんですね。

これまでと同じ意見交換のやり方を市や町と重ねて、私から見て信頼関係がないように見えるんですけれども、それできちんと市や町の意見が、やり方を変えないのに、今回は聞けるんだと。

全くそのようには、私は今の答弁では信じられないわけですが、もう一度再質問しますけれども、どうですか。

○地域連携・交通部南部地域振興局長（佐波 斉） まず、見直しを現時点でどうするかという点に関しましては、重なりますが、今日、明日から、もう制度を変えるべきだという判断はしておりません。

確かにそういう御意見があるというのは、今、村林議員からお伺いいたしました。今というか、事前にもお伺いしております。

一方で、南部地域13市町がある中、まず、皆さんそれぞれ置かれた状況が違う。何よりも、今年度の事業について今動き出している中で、突然変えるというのは難しいと考えております。

そもそも、市町の意見を我々県が信頼されていないからというか、どうな
んですかね、そこは、やはりまず担当者と担当者の信頼関係というのは築く
ように努力はしております。こちらから現場へ出かけて、何度も何度も1個
の事業をするのに、しないまでもやっております。

また、それを努めていても、相手方があることですから、努力が足りんと
言われれば、そこはもっとさせていただきますし、先ほど申し上げました協
議会は課長レベルと担当者レベルの二層構造で、それで足りないということ
でしたら、やはり私もお邪魔するなり何なりの形で、一人ひとり、きちんと
御意見を伺いたいと考えております。

○知事（一見勝之） 地域から選ばれた県議会議員の方々、その後ろにおられ
る県民の声、非常に重要であると思います。

したがって、県議会議員の方がおっしゃることは県民の声であるとして対
応するのが、私ども県庁職員の一致した思いでございます。

ただ、私も役人を35年やってまいりましたが、やはり公務員、役人、選挙
で選ばれていない役人には限界もございまして、それぞれの職に与えられた
権能の中でお答えをせざるを得ないというところを御理解いただければと
思っております。

議員から御指摘を頂戴しました基金でございますが、これは通常各部局が
実施をしております。例えば、県土整備部ですとか、観光部でございますと
か、農林水産部、それは全県的に当然、支援をするために補助金などがある
わけでございますけれども、さらにそれに加えて、南部地域は人口減少の問
題もほかの地域に比べて大きいこともあり、設けられたものと承知をしてお
ります。何よりも、南部地域の人たちに希望を与える制度であればなおさら
ですけれども、適時適切に見直しをしていく必要があるかと思っております。

議員からいただいた御指摘は、南部地域の方々の御指摘であると考えてお
りますので、それを踏まえて、我々としても見直しをする必要があると考え
ます。

難しいのは、県の財源はやはり限りがございます。おのずから基金の全体の金額にも限りがあります。

議員から300万円という御指摘を頂戴しました。300万円、確かに金額的にはそんなに多くないかもしれませんが、これ大事な県民の血税でございまして、これを我々としては、有意義に使っていく必要があります。

また、300万円では足りないのであれば、議員からお話をいただきましたので、その見直しもしていく必要があるかもしれません。加えて、年数につきましても、これは3年で人口流出を止められるか、それは無理でございしますが、このパイロット事業的な事業がどういう形でやれるのかというのを我々として考えて、まずは3年ということをつくらせていただいています、これも見直しを絶対しないというわけでもございません。

一番大事なのは、地域の方々の声をしっかり聞いて、それに寄り添った制度にすること。そのためには、まず市町の御意見を聞くことであります。

局長が申し上げたのは、明日から変えるというのは難しいということですが、議論をして変えないと申し上げているわけでもございません。

この点につきまして、説明がしっかりとしていないという御批判は、私が対応せねばいかんと思っていますが、また、局長も申し上げましたが、局長自ら現地に出かけていってお話をするというのも、これも大事なことでありと考えておりますので、今後、制度の見直し、どのようにすればいいのかということをしかりと議論させていただきたいと思います。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 知事から御答弁いただきました。大変ありがとうございます。そういう答弁が聞きたかったんです。

おっしゃるとおり、行政の各担当の皆さんに答弁の限界があるだろうということは私も認識しておりまして、最終的に、こうした再質問を繰り返して、その限界が見えた時点で、知事に政治家としてのお考えを聞ければと実は思っておって、そのように事前の意見交換でも伝えさせていただいておったところです。

まさに今、知事のほうから言っていたように、南部地域に希望の光を見せるためにも、必要に応じて適時適切に見直すんだということも言っていましたし、上限金額や年数についても、議論の末ではあるけれども、当然見直しもあり得る。そして、市町の声も聞くけれども、当然議論をして変えないというわけではない。この辺りをきちんと、政治家としての知事がおっしゃっていただいたということは、私は大変重いことでありますし、ありがたく受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

ただ、予定しておった議論にはもう少し論点がありまして、では答弁は求めないですけども、申し上げておきますと、見直しのサイクル、政策のサイクル、テンポがやはり遅いんじゃないかということです。

9月に一般質問をして、半年以上たっておるわけですけども、そこからある程度、先ほどの町側の担当者のレベルから課長レベル、そういう話とかある程度権限を持った方に来てもらおうというようなところは進んでおるのかもしれませんが、これまでの経緯からすると7月の、今回前倒しして6月末っておっしゃっていただきましたけれども、その協議会で失敗するとまた来年、また来年、こうやって1年、1年失敗しては、次の年へ送り、2年、3年とずるずるといったというのが過去からの経緯になります。

ですから、地域の切実な声をしっかりと受け取ってもらって、これ本当に時間がないことであります。1年先、2年先にはたくさんの方が亡くなるんですね。

私は、実はこの近所の大谷町の生まれなので、元の感覚はどちらかというと、この議場に多くおられる皆さんの感覚に近いかもしれない。先祖代々、村林というのは南伊勢町の家なので、南伊勢町に戻ったわけなんだけれども、その地域の切実さ、政治や行政に対する期待というものの重さは、もうそれはなかなか言葉にできないようなものですよ。

私、事務所において、突然呼ばれて、ちょっと来てくれと言われて病室に連れて行かれて、もう息も絶え絶えの方が身を起こされて、すまんなあ、1票減ってしまう。俺たちの票があるうちに何とか仕事してくれ。こういう話

ですよ。

御夫婦ともにお世話になった方の奥さんが亡くなられて、お通夜に行つて、祭壇の前で、旦那さんに声をかけようとしたら、その前に私の手を旦那さんが取られて、おめでとう、選挙よかったな。いや、僕のことなんか、今いいのにと。そういう地域の切実さ。失敗したからまた来年、そういう話では困るんです。

組織の意思決定のテンポ、何とか、今すぐには言いませんけれども、行政のことだというお話ですから。待たなしの人口流出や人口減少の対策は、意思決定や政策決定のテンポを改めていただきたい。要望しておきます。

では、(2)のほう、これ知事に答弁をお願いしておるわけなんですけれども、先ほどかなり踏み込んだ答弁をいただいておるわけなんですけれども、今回、人口流出の激しい南部地域の市や町、特に様々な数字、指標によると、県内で一番状態が悪いのが南伊勢町、2番目が大紀町ということが多いわけです。

この2町が手を挙げたときに助からなかった、支援できなかったという現実があるわけなんですけれども、県は基金、そして基金以外も含めていいと思うんですけれども、しっかり支援できるようにしていただきたいと考えるんですけれども、御所見はいかがでしょう。知事、お願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先ほど、議員の御質問にお答えをさせていただきましたが、私も南伊勢町に縁者を持つ者として、県南部地域の思いというのは重く受け止めておりますし、先ほど議員がおっしゃった、スピード感を持って行政を展開しなければいけない、その旨については、同じ思いを持っております。

南部地域、今、南部地域振興局という名前に変えましたが、もともと、私県庁に参りましたとき、当時は活性化局でございましたが、活性化局というのはどういう局なんかということ、これどちらかというと活性化局そのものというよりは、組織を運営している総務部に話を聞きました。そうすると

事業執行局であるという話も伺いました。

ちょっとおかしいのと違うかということで、前回、これは村林議員からの質問に対して、私が組織改正の理由をお答えしたところでございますが、事業執行部分の性格も持っているものですから、今の地域連携・交通部に置いてございますけれども、今まで以上に、他部に対して司令塔的な機能を持って、南部地域に対する支援の在り方を指示するという権能をより強く持たせたつもりでございます。したがって名前も、局の名前も変えたところでございます。

先ほどの答弁で申し上げましたけれども、南部地域に関して、自ら支援をするということもできる。したがって、基金の運営もやっておるわけでございますし、先ほど申し上げましたとおり、他部に対しても指導をし、指揮をし、そしてそれぞれの補助金について意見を言うということもできるわけでございます。この二つを車の両輪として、より機動的な南部地域支援というのを南部地域振興局にやってもらおうと考えております。

基金の見直し、先ほど申し上げたとおりでございます。難しいのは、やっぱり県の財政に限りがございますので基金の金額も、先ほど申し上げましたが、おのずから限りがございます。

したがって、一つの地域に多くの支援を行いますと、ほかの地域への支援が今までどおりというのは難しい。ゼロサムであるということは御理解を頂戴したいと思います。

大事なのは、やはり地域に寄り添いながら行政展開をするということ。これは、我々県の職員が一人ひとり肝に銘じながら、これからも対応していきたいと思っております。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 今御答弁いただいたんですけれども、財源に限りがある中で地域に寄り添いながらやっていくというお話をいただいた。

以前私が質問した、南部地域活性化局、振興局の企画能力、企画的功能のお話もされましたけれども、私が今聞きたかったのは、そういうこととは少

し違ふと思うんですね。

基金はきちんと見直すと言っていたいただきましたけれども、基金に、財源に限りがあるのであれば、他の部局の直接の事業を考えられないかということをお答弁していただきましたかったんですが、基金も含めてゼロサムだということをお理解せよというお答弁では不満です。そういうお考えなんですか。

前段の再質問で、御答弁していただいた内容は大変すばらしく、政治家としての知事を大いに評価したところだったんですけども、今の御答弁では、結局、限られた財源でやれない。気持ちとしては地域に寄り添うけど、というふうにしかならなかつたので、改めて御答弁をお願いします。

○知事（一見勝之） 若干、言葉足らずな部分があったかもしれません。

基金に限りがあるので、やらないというわけではありません。

他部が持っている補助制度、これは、例えば基金で実施をした地域、支援、これに対しても使えるものがあれば当然使うということでありまして、他部が持っている補助制度は、地域限定ということではなく、全県に対して支援をするものであります。

例えば、宿泊施設を整備をするときには、全県的に整備をする。ただ、その補助制度だけではなかなか南部地域に対して機動的な支援ができない。そういう場合に、ある意味プロトタイプ的な支援の仕方として、この基金が使われるわけでありまして、基金だけで終了するわけではない。他部の支援、これでやることも当然あるということでありまして、そこをお理解をいただきたいと思ひます。

県全体の財政に限りがあるのは、これは当然の話であります。そこは併せてお理解いただきたいということをお併せて申し上げたいと思ひます。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。やっと思図が分かりました。

司令部的機能をしっかり發揮して、他部の事業も合わせて基金だけではなく、先ほど両輪とおっしゃいましたけれども、やるんだと。

では、ぜひ若者定住であるとか、後継者育成事業を直接の事業部、例えば、農林水産部になるかもしれませんが、そういったものともしっかりと連携させながら、今回、県が支援できなかったという現実も踏まえて、ぜひともしっかりと支援ができるように取組をお願いします。要望いたします。

それでは、次の項目へ入ります。

大きな2番目、道路沿いの樹木伐採のための新しい枠組みという題名を置きました。

私の元へ地域から届く声の中で一番多い要望がこれです。道路沿いの木を切ってくださいという要望です。

前回9月の一般質問でもこのことは取り上げたわけですが、しかし、それはあくまでも道路を通行するときに危ないので、安全な通行のために切ってくださいという話でありました。

しかし、実は地域から届く道路沿いの木を切ってくださいという声にはもう一種類あることに気がつきました。

例えば先日、私のところに届いたお手紙もそうだったのです。せっかく海沿いを走っている国道260号なのに、木が鬱蒼と茂ってしまって海が全く見えない。これでは観光で来た人もがっかりだろうから木を切ってほしい。こういう要望やニーズも実はかなりあるわけです。

ところが、現在の県の枠組みではこの要望に応えることはできません。

話を分かりやすくするためにも、県管理道路の県有地から生えている樹木に限定して話を進めますが、まず、県土整備部にしか要望する先はないわけです。そして、県土整備部が持っているのは、維持管理のための予算です。これはつまり、安全な通行を確保するための予算枠です。

先日、青木議員も質問してみえましたが、草刈りの予算を増やしていただいたことには私も喜んでおりまして感謝していますが、それではまだまだ余裕のないところですね。

つまり現在、観光などの視点から道路沿いの木を切る仕組みが県にはないということです。そして、これは県土整備部だけで考える問題ではないと考

えて、この本会議場で提起することにしました。

そこでお伺いします。

観光や防災など、安全な通行以外の理由でも、県管理道路沿いの樹木を伐採する必要があります。それらを実現するために、新しい枠組みを設けてはいかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 道路沿いの県有地の樹木の伐採でございますが、一義的に県土整備部が担当しておりまして、安全を最優先する、これは議員がおっしゃったとおりでございます。

景観、これに配慮した樹木伐採も、今の制度でできるようになっておりまして、実例を申し上げますと、令和5年5月にパールロードの鳥羽市国崎地内におきまして、道路維持管理費によりまして景色、景観に配慮した伐採というのを延長250メートルでございますけれども、実施をしたところでございます。

したがいまして、市町などから伐採の要望がありました際には、効果とかコスト、これを考えまして、道路管理者としてできる限り対応するというところでございます。

景観というものに関して申し上げますと、優先順位が低いわけでもございませぬ。当然ですけれども、安全、これが最優先になりますけれども、その他の要素、先ほど、議員から防災という話もいただきましたが、防災や景観、それについては、優先順位が異なるわけではございませんので、その時々々の状況、効果とかコスト、あるいはその必要性、そういったものを勘案しながら対応してまいりたいと思っております。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 今回、これ以上、さらに再質問して答弁を求めていくというのは少し無理筋だと思うので、要望にとどめますけれども、安全以外の要素の優先順位が低いわけではないと今御答弁されましたけれども、まさに限りある財源の中で、年2回の草刈りの復活もままならない中で、果たして、

一義的に安全を守らなければいけないのに、安全以外の、そうした景観に配慮したような伐採が本当にできるのかと。

先ほど、事例がパールロードで250メートルという話、事前に意見交換させてもらう中で教えてもらいましたけれども、修復とか修正の修、修めるという字に景色で、修景という考え方があるそうですね。これでなされたということなんですけれども、もしも全て、これまでどおり県土整備部でののなら、よほどきちんと草刈りや樹木伐採のための予算を今後も増額していただく必要があるだろうと思います。

さらに、きちんとそうした判断をするというのであれば、もう少し部局横断的な取組であったり、違う予算枠が要るだろうということ、さらに提案としてこの場で申し上げて、今後の検討をお願いしておきます。どうぞよろしく申し上げます。

時間がないので次に進みます。

大きな3番、火防線（防火線）の行政上の位置付けという項目に入ります。18年くらい前になるでしょうか、私が南伊勢町相賀浦に住み始めた頃によく聞いた話があります。

それは、「火防線というものがあつたなあ。でも、もう誰も守りする者がいないから、今はどうなっているんだろう」というものです。

相賀浦の人たちは、火防線と呼んでいましたが、防火線という言い方のほうが一般的かもしれません。この火防線というのは、どうやら山の尾根筋などの木をあらかじめ切っておいて、帯状の火よけ地にする。山火事などがあってもそこで一定、火の勢いを止める、弱めるようにするものようです。

映写資料をお願いします。

（パネルを示す）南伊勢町には浅間山と書いてせんげんさんと呼ばれるお祭りが各地の集落にあります。富士山信仰、富士山の形に似た山の上へ、こうして竹を立てに行くというお祭りになります。

この写真は方座浦という集落での浅間山のときのものです。切原地区と並んで特に盛大に開催されることで有名です。観光資源になるのではないかと

個人的には考えています。

次の映写資料をお願いします。

(パネルを示す) こちらは私の住んでいる集落、相賀浦での昨年の浅間山の様子です。写真のこの地形に御注目ください。天橋立みたいになっていますでしょう。私は最高の景色だと思っています。ちなみに今年の相賀浅間山は明日です。

次の映写資料をお願いします。

(パネルを示す) それで、この相賀浅間山の参道が、まさに火防線となっていたという例です。空き家から出火した電気火災が、山のほうまで燃え広がったということがあったんですが、このようにここで止まっております。

映写資料、ありがとうございました。

能登半島の大地震では、大規模な火災、火事が発生しました。やはり大災害時に火事は起きるものですし、それは消せるものではないのだと再認識しました。

そこでお伺いします。

先人の知恵である火防線、防火線には一定の効果があると考えられることから、防火線の整備を推進するため、指定緊急避難場所を地震に伴う火災から守る施設として、行政上の位置づけを行ってはどうでしょうか。御所見をお聞かせください。お願いします。

[一見勝之知事登壇]

○知事(一見勝之) 大規模地震において火災が発生をするということにつきましては、累次のこの本会議での答弁でも、私のほうから答弁をさせていただいているわけでございます。

阪神・淡路大震災の場合は、発災後、約14分で大火災が発生したという記録が残っておりますし、東日本大震災のときは44分後ということでございました。また、今回の能登半島地震で輪島朝市が全焼しましたが、あれは発災後73分で火災が発生したということを知っております。

それもあって、すぐに対応しなきゃいけない。消防車で対応できる場合だ

けではない。山火事もそうかと思えます。

したがいまして、ヘリコプターによる空中消火というのが大事だということをお願いしたわけですね。

事前の火災予防ということで火防線、議員から御指摘をいただいた火防線ということも延焼を防止する役割を持つと承知しております。

町なかですと火よけ地というような言い方もございます。戦後、市中では道路にその役割を持たせるということで、例えば名古屋市の久屋大通りがその役割を持っているということでございますけれども、そういった対応をしてきております。

山林に関して言いますと、三重県地域防災計画におきまして、林野火災予防という観点で、この火防線というのを位置づけております。

調べてみますと、他県で、この火防線というものを指定緊急避難場所を守るものとして位置づけておる県もあるようでございますので、そういったやり方についても研究していきたいと思っておりますし、また県内、実は議員御出身の南伊勢町、御一族の御出身の南伊勢町におきましても、地域防災計画の中に山林の防火帯という名称で、この火防線を位置づけておるようでございます。

こういったことも、私ども調査していきたいと思っておりますが、緊急避難場所の指定を行う市町ともよく相談をしながら対応していきたいと思っております。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

他県の事例であるとか、いろいろ研究したり調査していただけたということでもありますので、どうかよろしくお願いします。

先ほど、都市部においては道路がそれに当たるということですので、例えばそれ、緊急輸送道路の難燃化というようなテーマは、過去に県議会でも話があったと記憶しております。

ですから、きちんとこれを、例えば部局横断的に防災対策部で位置づける。

それを例えば道路の難燃化なら、公共事業、県土整備部も関係するかもしれませんが、今回の火防線ということならば、林道を一石二鳥の形で整備するというようなことも可能かもしれません。

例えばですけれども、東日本大震災以降、津波からの多重防護という形で、道路の堤、のり面みたいなものですが、何番目かの堤防みたいに使われたりもしておったと思います。

このように、既存事業を一石二鳥で使うということも十分考えられると思いますので、そのためにも、ぜひ研究いただいて位置づけると。位置づけるからこそ、既存事業が一石二鳥で使えと。こういうことになると思いますので、どうか、今御答弁いただきましたとおり、研究や調査のほうをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは大きな4番、宮川の流量回復の項目へ入ります。

西場議員が長年取り組まれている課題でありまして、私のようなものが質問したところでそうそう解決できるような問題ではないのかもしれませんが、何とか少しでも前に進めたいという思いで聞かせていただきます。

何でも、11月に7人の市長、町長が、知事の元を訪れてこの宮川流量回復に関する要望をなされたそうではありませんか。

ところが、何と知事からはゼロ回答であったというように伝え聞きました。そこでお伺いします。

7人もの首長が知事へ要望なされたということでありますし、県は、再現洪水流量実現のために、少しでも取組を前へ進めるべきと考えますが、御所見はいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（長崎禎和） それでは御答弁申し上げます。

宮川の流量回復につきましては、利水者や流域の関係者の様々な思いがあり、県庁内での議論に加えて、そうした方々としっかり議論をしていくことが必要と考えております。

これまででございますけれども、令和2年度に宮川ダム直下から三瀬谷ダ

ムの間のよりよい流況に向けて、宮川流域ルネッサンス委員会水部会からの報告にあります、将来の宮川ダム直下毎秒2トンに近づけるよう、様々な視点から検討を行う、宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議を庁内に設置いたしました。

検討会議では、令和3年度から流量回復放流を実施した際の河川の水質や流量、アユ等の生息環境などを調査してきました。

令和5年度までの調査の結果、河川水質は環境基準をおおむね満たしており、アユの餌となる付着藻類の環境としても、おおむね適していることを確認しております。

加えて、令和4年度からは、利水者などの関係者と意見交換を始めており、その中で、宮川上流漁業協同組合から、大きく繁茂している藻があることなど、河川環境に関する意見をいただいております。

また、流量回復につきましては、沿線の市町から、水質が最も良好な河川、いわゆる清流日本一への選出であることや、黒ノリ養殖漁場の栄養塩の回復のため、流量回復を早期に行うべきといった意見をいただいている一方で、1年を通じて水を増やすことは、河川への影響を明確にした上で、慎重に行うべきであるといった様々な意見を頂戴しております。

令和6年度は、意見交換の中でいただきました藻類の繁茂状況などの河川環境に関する調査を新たに着手いたします。

県といたしましては、利水者や流域の関係者の意向も踏まえ、宮川流域を取り巻く環境の変化に留意しつつ、流量回復について膝詰めで丁寧に意見交換を行ってまいります。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 御答弁いただきました。

ここまで、調査や意見交換、よりよい流況に向けた検討会議で調査や意見交換をしてきたということ、さらに調査もするということであります。

事前の意見交換も含めていろいろ聞かせてもらいましたし、今の御答弁も聞かせていただきましたけれども、結局、水がないということに尽きるんで

すよね。

今調査をいろいろなさるといことですけれども、よりよい流況のための調査でも、水さえあれば、試験放流という選択肢も取れるわけですよ。

結局水がないために、いわゆる窮余の策として周辺の問題を様々おっしゃっている、そのように私には聞こえました。

ということで、ここで私のほうから、水を確保するための提起・提言を3点申し上げます。

一つ目は、国への要望です。

電力ガイドラインというものを国がつくっていて、その中に河川環境を守るための流量というものが設定されていると聞きました。現在は0.37トンなんですかね。その引上げを求めているかがでしょうか。これが一つ目です。

二つ目は、水利権の確保、更新時の確保です。

現在、中部電力は、国からの許可を受けて水力発電事業をやっておられるわけですが、その水利権の期限は令和14年3月31日までとなっています。

この水利権の更新時期に、流量回復分の水利権の確保を目指してはいかがでしょうか。あと7年とちょっと先ですよ。長いようで短い。先ほど御答弁の中にもありましたけれども、関係各位の合意を取るとなると、早速動き始める必要があると思います。これが2点目です。

最後の三つ目は、中部電力との協議、本当にそれはクリーンエネルギーと呼べますか、です。

中部電力が宮川の水力発電を重宝されておられるのは、水力発電がクリーンエネルギーだからです。しかし、宮川の河川環境に負荷をかけてまで行った水力発電では、本当にクリーンエネルギーと呼べるのですか。

宮川の河川環境を守り、流量回復に協力してこそ、クリーンエネルギーであり、さすが中部電力だとなるはず。こういう交渉をしてはいかがでしょうかというのが三つ目です。

私からの提起・提言は以上の3点になります。

現時点で答弁どうこうということではなくて、とにかくこの問題が解決の

方向へ進むことを願っておりますので、今の話も含めて、どうぞ検討のほうをよろしく願いいたします。

では、五つ目の項目に入ります。

看護職の休みやすい職場環境づくりという題名です。

今回も現場の声を聞いてきました。例えば、40代、50代の看護職が無理をしている。子育て・介護の隙間に当たるこの世代にしわ寄せが来ている。この世代で突然死する人なんかも出ているよとか、医師の働き方改革で、タスク・シフトの受皿になる余裕が看護職にはないので、しわ寄せは患者に行っているんじゃないかとか、看護教員さえも辞めていくとか、そういうお話があります。

どうやら聞いてきたお話をまとめますと、休みが欲しい、自由な時間が欲しいということに集約できると感じました。働き方というより、休み方ですね。

ふだんから頑張ってしまうと、新型感染症などが発生したときに余力がないということになるわけですし、社会の側から見ても重要なことではないでしょうか。

そこでお伺いします。

昨年9月の一般質問で、女性が働きやすい医療機関認証制度について、実効性が上がるよう、検証や見直しが必要と申し上げました。

御答弁のほうは、好事例を県内の他の医療機関へ横展開していくということでありましたが、取組状況はいかがでしょうか。

さらに申し上げますと、現場の看護師が休めないという根本的な問題を解決すべきです。前回の質問では、介護の好事例も横展開すべきであると提案させていただきました。

休みやすい、休みが取りやすい職場環境づくりのために、どう取り組むべきと考えるか、御答弁をよろしく願いします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 看護職員の確保、定着を図るためには、医療現

場の看護職員が休みやすい環境づくりが重要であると、先ほど議員がおっしゃられたように考えております。

離職を防止して、職場の環境改善を図るためには、これも議員が先ほど御紹介されておりましたように平成27年度から女性が働きやすい医療機関認証制度を県は運用しております。有給休暇の取得促進や保育施設の整備等に積極的に取り組んでいる医療機関を、現地調査も踏まえて、アドバイスなどの支援もすることで、そういった取組の医療機関を拡大することに努めてまいりました。

しかしながら、これまで認証を得た医療機関の好事例を必ずしもほかの医療機関に展開できていないという課題がありましたので、そのための検討を行っております。

例えば、医療機関が集まる機会を利用しまして、認証医療機関自らが発表していただく場を、例えば紹介、設けるとか、あるいは看護師確保対策につきましては、関係団体が参加する三重県看護職員確保対策検討会というのを開いておりますが、その場で、先ほど議員からも御紹介がありました介護など他分野も含めた有効な事例を御紹介するなど、現在、横展開に向けた検討を鋭意進めておるところでございます。

今後も、医療機関における勤務環境改善の促進と、看護職員の離職防止や新人職員や復職支援などの確保対策を一体的に進めることで休みが取りやすい職場となり、そのことが新たな人材確保や離職防止につながる、そういった好循環をつくり出せるように、関係団体とも連携しながら取組を進めてまいります。

[32番 村林 聡議員登壇]

○32番(村林 聡) 御答弁ありがとうございます。

今まさにおっしゃっていただいたような好循環をぜひつくっていただきたいと要望いたします。

そして、委託事業に限らずに、根本対策というのにも必要だと思いますので、今年度できた人材確保対策課なんかともぜひ連携していただいて、根本対策

をしていただきますように要望いたします。どうかよろしく申し上げます。

では、大きな6番目の項目に入ります。

長期的な視点での藻場再生という題名です。

漁業関係者にお話を伺ってきました。黒潮大蛇行が長引いていて、むしろこの状態こそが普通になるのではと危惧している。南のほうの魚が取れるようになっていたり、サンゴ礁が見られるようになるなど、漁場環境が変化してきている。将来の漁場環境を守るため、漁業者と共に県は長期的な視点で藻場の再生に取り組んでいただきたいということでありました。

県は、これまでも藻場造成に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。これからも引き続きよろしく申し上げます。

今後は、ぜひ過去に整備した箇所がどうなっているのか、藻がちゃんと定着しているのかといったモニタリング調査や実証試験などを通じて、より効果的な取組となるよう、お願いしたいと思っております。

自由民主党三重県支部連合会の政調会が実施した勉強会で、高水温化することで魚類による食害が増えていることを学びました。

当日、谷川政調会長から、これは海の獣害だと。獣害対策としてブダイの駆除を考えてはどうかというお話もあったところです。

この4月には三重県議会議員連盟の一員として、パラオ共和国を訪問させていただきました。

現地のサンゴ礁センターで聞いたお話には驚きました。サンゴ礁を守るためには、ブダイを守らなければならないということなんですね。ブダイが海藻を食べ尽くしてくれると、サンゴに日光が当たってサンゴ礁が守られると。まるで三重県で望んでいることと真逆の話を聞きました。

大きな流れとして、サンゴ礁化の中に三重県もあるのかもしれないなど感じる一方で、やはりブダイという魚が大きな鍵を握ることが分かりました。

ブダイは私の住んでいる相賀浦でも食べます。売っても安いので、取れたときには自分たちで食べます。これまで煮魚で食べるが多かったようで

すが、最近みりん干しにすることがはやっています。

映写資料をお願いします。

(パネルを示す) イセエビの刺し網漁で混獲するんですけれども、妻によると、網さばきの手伝いに来てくれていた移住者の方が、みりん干しにして配ったところ、おいしいと評判になって広まったということです。薄く小さくすると骨のおそれがなくなって軟らかく食べやすくなったと受けています。写真はうちの晩御飯です。

映写資料、ありがとうございました。

例えばこのようにおいしく食べながら駆除を進めるということも大事なことかなと思います。

そこでお伺いします。

これからの三重の漁業のために漁業関係者と連携し、長期的な視点で藻場の再生に取り組んでいただきたいと考えますが、御所見はいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

[中野敦子農林水産部長登壇]

○農林水産部長(中野敦子) 長期的な視点での藻場再生ということについて御答弁を申し上げます。

本県の沿岸では、水質を浄化し、多くの生物の産卵や育成の場所となる藻場が長期にわたって減少しております。

特に鳥羽市以南の海域では、平成22年度と令和3年度に実施した調査を比較しますと、藻場の分布面積が約5分の1にまで減少している状況でございます。

そこで県では、10年間を計画期間とします三重県外海域藻場ビジョンに基づきまして、藻場の再生に向けて、コンクリート製ブロックの設置による藻場の造成ですとか、あるいは定期的な海藻の生育状況のモニタリングや、漁業者の方が行われる藻場保全活動への支援に取り組んでおります。

また、より効果的な藻場の再生に向けまして、籠やネットの設置による魚類の食害対策の検証ですとか、高水温や食害に強い海藻の利用に向けた分布

調査を進めております。

今年度は、新たに低コストの籠を用いた食害対策の検証を進めるとともに、漁業者の方にも共同実施を呼びかけて、取組の拡大を図ってまいります。

また、藻場の保全に取り組む漁業者の方に対して、ブダイなどの食害生物の活用方法を周知して、積極的な対策につながるよう働きかけてまいります。

〔32番 村林 聡議員登壇〕

○32番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

ぜひ、先ほどおっしゃったような多面的事業などで海の獣害対策なんかもどうぞよろしくお願いします。

そして黒潮大蛇行の日常化も想定して、環境に適応するための研究もお願いします。

そして、もうすぐ全国豊かな海づくり大会も近づいていることでもありますし、どうか不安に思っている漁業者に、見える振興策をお願いしたいと思います。

本年度は、環境生活農林水産常任委員会のほうで三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の改定も議論されると伺っておりますので、どうぞ常任委員会の皆さんもよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、以上で予定しておった項目を全て、御協力をいただきまして何とか時間内に終えることができましたので終結いたします。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。28番 藤田宜三議員。

〔28番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

○28番（藤田宜三） 鈴鹿市選挙区選出の藤田宜三でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

いつも花の話をするんですが、実は、こんなにたくさんの映写資料がありますので、飛ばして質問に入らせていただきます。

我が会派で、実はスペインへ、バレンシア州に行ってまいりました。

その一端を皆さん方に報告し、関連して質問をさせていただきたいというのが1番目の質問でございます。

そもそも、今回、私どもの会派がバレンシア州へ行くということについては、昨年10月に駐日スペイン大使館へ有志でお邪魔させていただきましたときに、大使、それから政務担当、商務担当の責任者の方が出ていただいて懇談させていただきました。そのときに、大使のほうから、三重県は、バスク自治州とMOUを結びながら交流されていますが、バレンシア州とも姉妹提携をやってつながりがあるんですが、内容の充実を図られるのであれば、我が大使館も全面的に協力しますよと、こういうお言葉をいただいたわけでございます。それを受けて、会派の中でメンバーを募ってバレンシア州へ訪問させていただいたという経過でございました。

当初は1月の終わりの予定だったんですけども、震災があつて3月に延びたということでございまして、大使館の方や、受入先の皆さんには大変お世話になったという状況で出発させていただきました。

今回、その調査に行くに当たっての目標というのは要るし、当然、あるわけでございますけれども、一つは、昨年の5月に新しい州政府がバレンシア

州で発足しましたので、そこのつながりを何としてもつきたい。同時に、州議会も含めてでございますけれども。

もう一つは、実はバレンシア州のバレンシア県の中に、扇子を歴史的に15世紀あたりからつくっているアルダイア市というがあるので、そこへも訪問させていただきたいという思いで、交流を深めたいという意味でお邪魔したというか、目標を持って行った。

第3は観光、この視点でバレンシア州の観光のコンテンツを見たいということ。

そして、第4には、これは大使館の助言によるんですが、人材育成を、特に起業人を育成するという組織があるので、ぜひ見てきてほしいと、こういうことでございました。

5番目には、私の関係する農業を含めた産業の交流の可能性を意識しながら、行かせていただいたということでございます。

今から、映写資料をどんどん行きますので。

まず、初めに、(パネルを示す)バレンシア州政府へお邪魔させていただいて、これが一番大きな目的でございます、州政府の首相との面談を行わせていただいた。これが現場でございまして、州首相のカルロス・マソン氏、産業商業観光大臣のニア・モンテ氏、農林水産大臣のホセ・ルイス・アギーレ氏、農村地域開発局長のハビエル・ベニート氏、そして、起業・国際化局であるIVACEというのですが、ここが非常に我々に対していろんな訪問先を探していただいて、コントロールしていただいた、その局長のエステル・オリバス氏、そして、そのIVACEの部長のクリスティーナ氏が同席して、このように会談させていただきました。

内容については、一番最初、一見知事の親書をお持ちして、お渡しさせていただいたところ、首相自ら開封されて、読まれて、親書の中に、来年の大阪・関西万博にぜひどうぞ、その足で三重県へもどうぞという内容がございましたので、それに対して、何とかそういう方向で進めたい、同時に、いわゆる経済人に対しても声をかけながら、来年、挑戦したいと、こういう返事

をいただきました。

その後、農産物であったり農業の課題であったり、貿易における三重県との関係であったり、観光戦略だったりということについていろいろ話をさせていただきました。

その後、玄関で写真を撮らせていただいて（パネルを示す）、次に、州議会へ行かせていただきました。

（パネルを示す）州議会の議長は、残念ながら不在でございまして、いわゆる訪問者に対して対応する担当責任者の方と話をさせていただいて、議会の内容、特に、議員の定数は今99人ですよとか、その中の構成であるとかという話をお伺いしながら、議場及び関連の施設を見せていただいた。これ、非常に古い建物でございまして、15世紀と聞いたように思いますけれども、意見交換をさせていただいて、贈物の交換をして、ここは終わらせていただいたということです。

次に、先ほど申し上げたアルダイア市、（パネルを示す）非常に歴史的な扇子の生産地でございまして、そこの市庁舎へお邪魔させていただきました。

私どもも想定していました以上の大歓迎を受けまして、この写真、真ん中にいらっしゃる赤いネクタイの方が市長のギレルモ・ルハンさんでございまして、あと市議会議員の方が8人、そして、ここに、左に赤いジャケットを着てみえる女性の方が県議会議員だそうでございます。

こういう形で大歓迎を受け、私どもがお持ちした贈物を交換させていただいたと。向こうからは、それぞれ一つ一つの個人の名前の入った扇子を頂きまして、もう、本当にびっくりした状況でございまして、ここには、扇子を作る組合の組合長、そして、この後、お邪魔させていただいたんですけれども、ヨーロッパに一つしかないとおっしゃっていましたが、扇子博物館へお邪魔させていただいて、いろいろ説明を受けたと。その中で、特に、貝殻を使った扇子が一つありまして、それが、三重県から、三重県という名前が出ました、三重県からのアワビの貝殻を使ってやっているんですよという話をお伺いして、そんなところで三重県とのつながりがあるんだというの

を図らずも感じたわけでございます。

これが、行政に関しての訪問でございます。

特に、このアルダイア市については、できれば、三重県の市町のどこかが姉妹提携でもしていただいて、交流を深めていただけるとありがたいなど、そんな思いをさせていただいて帰ってまいりました。

次に、お邪魔したのは、観光産業の観光コンテンツなんですけれども（パネルを示す）、これが、実は、昔はトゥリア川というのが町の中を流れていまして、それが氾濫を起こしたものですから、付け替えて、残った河床に公園を造ってそこに建っている建物なんです。

非常に近代的な建物が五つあって、オペラハウス、それからプラネタリウム、それから散策路のある彫刻庭園、ここ、写真を撮ったところは科学博物館でございまして、写真からいうともっと後ろになるんですけれども、水族館になると、こういうことでございます。この施設が（パネルを示す）、当初は、芸術科学都市という一つの名前で造られたらしいんですが、建物も観光コンテンツとして非常にいいというので、たくさんヨーロッパ全土から観光客が来ると。特にいろんなイベントをやると、大きなイベントが1年間に15、あと小さいイベントは200ぐらいやると、こういうことございまして、その中心になっているのがこの真ん中にいらっしゃるカルメンさんという方なんです。

子どものほうから、三重県のプロモーションイベントをやったら受けてくれますかという話をさせていただいたんですけれども、もう大歓迎だということでございますので、知事、またお考えいただきたいと思います。

もう一つ、観光コンテンツとして、これですけれども（パネルを示す）、これは、教会でございます。

先ほど見せた近代的な観光施設と歴史的な観光モニュメントということで、教会を拝見させていただいて、真ん中にいらっしゃるのが、ハメイ・サンチョ・アンドレオという神父さんで、こんな感じだったのであれだったんですけれども、後でお聞きしたら非常に教会では地位の高い方ございま

して、いろんな対応をしていただきました。

皆さん方、キリストの最後の晩さんって御存じだと思うんですが、あそこにある杯、聖杯が、ここに置かれているということでございました。美術的、芸術的な側面から見ても、非常にいいものであったと思っております。そういう意味では、伊勢神宮含めて、観光の集客という視点での交流もできるのかなというようなことを思わせていただいた次第でございます。

次に、産業的なところを見せていただいて、私、農業者ですので、農業の6次産業化というのは非常に興味があって（パネルを示す）、これはワイナリーでございます。

この農園は、総面積650ヘクタールという非常に膨大なでかい農園で、その中にブドウ園が55ヘクタール、あと、麦であったり、あるいはオリーブであったり、ラベンダーであったり、そういうものを作っていらっしゃるんですけれども、ここはワイナリーということで、加工して販売していくと。年間大体6万本ぐらい出荷しておるそうでございます。

それと、もう一つ、これなんです（パネルを示す）、これ、実はチーズが熟成されている写真でございまして、ここは非常に私もびっくりしたんですけれども、ヤギの乳でチーズを作っておると。ヤギを約1000頭飼ってみて、それから搾った乳をチーズに変えて、このように熟成させているということでございます。

これ、ちょっと見ていただくと、何か普通のチーズの円いのじゃなくて、四角くて、四隅がちょっと盛り上がっているというふうに思うのですけれども、これ、四つの頂という名前のチーズらしくて、これはスペインのいわゆるチーズコンクールで優勝したと、そういう非常に有名なチーズだそうでございます。

この二つの農場、畜産と農園でございますけれども、農産物を自ら生産し、加工し、販売する、いわゆる日本で言う6次産業化を実践されていて、着実に直接売る量を増やしているということでございます。

今後、やっぱりこの辺が一番大きく力を入れていきたいというのと、チー

ズ工場の場合は、観光客にチーズを実際に作っていただくようなことも含めてやっていきたいということでございました。

これが、次にお邪魔したのは（パネルを示す）、農業食品技術センターと書いて、a i n i a と書いてあるんですけども、いわゆる農業試験場だと思ってお邪魔したんですが、実は、食品に関係するありとあらゆる研究をやる、そういう研究所でございまして、関連企業というのですか、協力企業というのですか、それが700社ぐらいあって、その中で行う研究、これは有償なんですけれども、その顧客が1800社あると。これはもうヨーロッパ全土、そしてヨーロッパに限らず、世界からそういうものを受けているということでございましたので、じゃ、日本の中小企業がこのレベルの研究を独自でやることは恐らく無理だと思います。それを日本からお願いしたら受けてくれるのかという話もさせていただいたところ、もちろん受けますと、こういうことでございましたので、この辺のところは、やっぱりぜひとも、三重県の中小企業の皆さん、大きい企業もそうですけれども、食品関係の方がぜひとも行っていただいて、いろんなお話を聞いていただくというのがいいのかなと思いました。

これは、いわゆる技術でございましたけれども（パネルを示す）、マリーナ・デ・エンプレサスという、いわゆる人材育成をする施設なんです。

その中の、ランサデラというところで撮った写真ですけども、この施設は、メルカドーナという大きなスーパーマーケットの会社があって、その会長が、自分のお金で支援して造った施設だそうでございまして、三つの組織から成っております、エデムというのと、このランサデラというのと、エンジェルズという三つの組織がありまして、エデムというのは教育機関なんです。それも、ビジネスパーソン、経営者、起業者、こういうものに限って、要は、ここを卒業し、いろんなことをやった後で事業化をしていくような起業家、経営者を育てる組織で、大体2000人超えの学生がいるということでございました。

ここのすごいなと思ったのは、実際、企業で運営しているトップもしくはは

それに近い方が直接ここへ来て、授業や講義をやる。そこで聞いた学生が、それなりに自分自身のビジネスモデルをつくる。で、つくったビジネスモデルをここのランサデラで、実際にそれをプロトタイプ的にやれるわけです。やって、その中でも、特にこれは伸びるなということであると、先ほど申し上げたエンジェルスの方が出資をするという仕組みになっておりまして、特に、ランサデラで出来上がったビジネスモデルを年に一遍なんですけれども、プレゼンテーションする機会をつくっているんですね。先ほど申し上げたエンジェルスというのが中心になって、プレゼンテーションの場所をつくるわけですね。

そうすると、若い人でも、あるいは、実際、社会人へ行った方でも、ここへ来て、具体的にこんなビジネスをやりたいということを勉強する中で、形づくって、それを実際に実践することによって、いろんな現実のデータを自分のものにして、資本的な投資を呼び込むためのプレゼンテーションまでやれると、こういう仕組みを持っておるわけでございまして、これは、本当に、日本にもあるのかもしれませんが、こういう仕組みというのをやっぱり持たないと駄目なのではないかなと思わせていただきました。

具体的には、このランサデラができて7年とお聞きしましたけれども、その間に具体的な起業につながったのが1300あるとのことでございました。

写真はないんですが、バレンシア港へも行かせていただきました。本当に桁違いの港で、四日市港が1年間に20万T E Uというコンテナの量を扱うのですけれども、ここは現時点で500万T E Uを扱っておると。これが今、拡張されていて、同じぐらいの量をやるということなんです。そうすると1000万T E Uを超えるとこういうことでございまして、現在、ヨーロッパで第4位、地中海ではナンバーワンですけれども、この順位も恐らく変わってくるんじゃないかと思いました。

実際、バレンシアに入っておったのは3日半ぐらいだったんですけれども、10か所を超えるところを訪問させていただいて、今までバレンシアといえ、いわゆるオレンジかなとそんな思いをしておったのですけれども、やはり30

年前の姉妹提携のときは本当に内容が変わっているんだろうなということを感じさせて帰ってまいりました。

特に、観光コンテンツのところでお話しさせていただいたように、これは、三重県の人たちとの交流をする意味があるのかな、また、農業食品技術センターの研究内容及びその体制というのは、ひょっとしたら日本の三重県の中小企業の食品関係の人たちも、ここで何かヒント、あるいは具体的な研究をしてもらえるようなことができるのかもしれないな、そんな思いをさせていただきました。

特に、先ほども申し上げたように、人材育成というこの仕組み、これはもう本当に、こういうことをやっぱりやっぴりやっぴりいかんと次の世代の三重県の企業、産業は、本当に育っていかないのではないかと感じさせていただきました。

特に、今回、お邪魔して感じたことは、州政府のカルロス・マソン首相が私どもに対する本当に想定以上の対応をさせていただいたと思っておりますし、知事の親書を渡ささせていただいて、僕らの前では、行きますからというお話をいただきましたので、その辺のところもぜひとも考慮していただいて、姉妹提携、これをもっともっと充実させていくべきかなと考えて帰ってきたわけでございます。

そこで、この後、バレンシア州との姉妹提携の充実の方向というのをどんなふうに考えてみえるのか、ちょっとその辺を部長からお聞かせいただきたいなと思います。

〔小見山幸弘政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（小見山幸弘） バレンシア州との交流について、今後どのように進めていくかという観点で御答弁させていただきます。

三重県とバレンシア州は平成4年11月に姉妹提携を締結し、今年で32年目になります。

これまで、相互に交流団の派遣や職員派遣研修を行うとともに、姉妹提携10周年には県内で記念イベントの開催、また、20周年にはバレンシア州で行われましたジャパンウィークで観光PRを実施したところでございます。

また、30周年に当たる令和4年には、雇用経済部長がバレンシア州政府を訪問し、スペイン発祥のスポーツであるパデルを通じた交流の可能性などについて意見交換を行いました。

また、県立美術館で実施した西洋美術の企画展において特設コーナーを設け、バレンシア美術を紹介いたしました。

同美術館では、本年7月から9月に、スペイン美術展を開催予定であり、県民の皆様にはバレンシアを含むスペインの美術に親しんでいただく機会になるものと考えておるところでございます。

近年の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加えまして、先ほど少し御紹介もありましたけれども、バレンシア州の総選挙に伴う政権交代もございまして、先方との緊密な連絡がつきにくい状況が続いております。こうした中、先般、議員の皆様がバレンシア州を訪問された際に、昨年、新たに就任されたカルロス・マソン・ギクソ首相に宛てた知事の親書を届けていただきました。ありがとうございました。

親書では、歴史文化、自然、食などの魅力にあふれる三重県にぜひお越しいただきたい、来年の大阪・関西万博に合わせた御来訪を御検討いただきたい旨、お伝えさせていただいたところでございます。

今後、バレンシア州政府の御意向も踏まえ、関係部局とも連携し、受入れに向けた調整ができればと考えておるところでございます。

今後の交流内容ですが、バレンシア州とはこれまでの長い姉妹友好関係を基礎に、引き続き、様々な分野での交流につなげてまいります。

また、経済交流につきましても、バレンシア州の企業の強みや特徴、そして県内企業のニーズ等も踏まえながら、今後、実際にどのような交流ができるのか、関係部局とも連携しながら可能性について探っていきたいと考えております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 私どもが行って、親書をお渡しして、そして、行きたいという表示をしていただきました。大阪・関西万博ですから、恐らく関連さ

れているような企業の方もおられるのかなとは思いますが、やはり、この辺のところは、走りながら、考えながらやっていたかざるを得んかなというふうには思っておりますが、本当に、32年前に姉妹提携をされて、そして、その間の10周年、20周年には、行動をされてはおるんですが、個人的な考え方ですけれども、非常に貧弱かな、そんなふうに思わせていただいておりますので、ぜひ、これを機会に、国際戦略の担当のところ、直接向こうとつないでいただいて、いい結果につなげていただきたいと思うわけでございますけれども、今の部長の方向性の話もお聞きしながら、一見知事の何かバレンシア州とのつながり、交流の充実という視点でお考えがあればお聞かせいただけますか。

○知事（一見勝之） スペインは、私、30年ぐらい前ですけど、パリで仕事をしておりましたときに、観光の仕事でございましたけど、観光の任国としては、実はスペインも担当国でありましたので、年に何回か仕事でスペインを訪れました。主にマドリッドでありましたけど、FITURという世界でも有数の観光見本市がマドリッドで開かれますので、その関係で、それから、それ以外には、カタルーニャ州でありますとか、アンダルシアなども訪れております。

非常に明るい国で、青い空、海も非常にきれいですし、三重県と通じるところがあるかなという気はしております。

スペインの人々は非常に陽気ですし、素朴な人が多いものですから、そういう点でも三重県とのつながりはあるような気がしています。

去年の5月に私自身、知事としてでありますけど、バスク自治州を訪問させていただきました。

これ、スペイン政府とバスクは内乱というのもありまして、カタルーニャもそうですけど、なかなか難しいところはあると聞いておりますけれども、バスクへ行って、やはり戦略的な外交というのは大事なと思いましたが、松阪市に進出したゲスタンプという車の車体製造をやっている世界的なメーカーがスペインにあります。そこの本社も訪ねさせていただいて、さらなる

松阪への投資というのもお約束をいただきました。これは三重県にとってプラスであると思います。

それから、あそこにはキリスト教の巡礼の道がありまして、サンティアゴ・デ・コンポステーラという、そういう意味では、道として世界遺産に登録されておるのは、熊野古道との二つなんです。

今度の7月には、熊野古道世界遺産登録20周年と、これを記念しまして、スペインからもおいでいただいて、共同で世界遺産というのをアピールしてこうということもやらせていただきます。

さらに、バスク自治州には、サンセバスチャン市というのがあります。これは、世界に有名な美食都市であります。観光都市としても有名です。

ですから、そういう三重県にとってメリットのある要素が、バスクにはいっぱいあるということで行きまして、首相とも覚書を結ばせていただいたということでございます。非常に首相も喜んでいただいて、今、交代されましたけれども、当初20分程度の予定が1時間以上のお話をさせていただいたということでございまして、私自身も感激をしておりますし、三重県としてもメリットがあったのと違うかなと思っております。

バレンシア州とは30年に及ぶ長い姉妹都市提携をしております。

先ほど申し上げましたが、国際交流というのは、三重県にとってどういうメリットがあるかというのを見ながら、先ほど議員から様々なメリットの提示もいただきました。

スペイン自体は日本に来ておられる人口もそんなに多いわけではないですし、日本から離れておりますので、訪日客数はたしか国全体で19位ぐらい、三重県にも大体18位とかそんなぐらいではないかと思っておりますけれども、そんな中で、大阪・関西万博においていただけるということでありました。その機会に、ぜひ三重県にもおいでをいただきたいと考えております。

今後、どこの国にどういうふうな形で、観光誘客もそうですけど、投資の誘致、そういったあたりも考えるときに、戦略的に考えてかないかんとするのは議員がおっしゃるとおりでございますので、そういったことを丁寧に議

論して、どういう対応していくかを考えていきたいと思っております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） もう知事のおっしゃるとおりでございます、三重県にとってプラスになるような交流が図られなければならんというのはもう当然であります。

ただ、今回、私の感覚ですので、どうなるか分かりませんが、私が持っていたバレンシア州、それからスペイン、このイメージを本当に変える、目からうろこという言葉がありますけれども、特に、人材育成の視点でのやり方、これについては、何とかこんなことが三重県でもできへんのかなという思いを本当に持ったわけでございます。

それで、突然で申し訳ないですけれども、この人材育成に関わって、三重県として、要は、勉強させて、そしてビジネスモデルをつくらせて、プロトタイプでやって、そして起業していく上についてはバックアップしていくような資本家をつけるとか、そういう仕組みみたいなものは、やっぱり本当に考えていかないと駄目なのではないかなと思いましたので、雇用経済部で何かこれに関わったような施策があれば、この際、ちょっとお話を伺いできないかなと思うんですが。ごめんなさい。

○雇用経済部長（松下功一） 議員の話の中で、スタートアップの話が出ていましたので、ひょっとしたらと思いましたが、ちょっと心構えをしておりましたけれども、議員の話の中で、ちょっと聞き間違えだったらあれなんですけれども、ランゼデラですかね、合っていますかね。

〔ランサデラ〕と呼ぶ者あり

○雇用経済部長（松下功一） ランサデラですね。

その中で、1300の起業につながったという話は、ちょっと感想を持ったところでございます。

詳細については、ちょっと存じ上げていませんので、三重県のスタートアップの取組と比較するのは難しいところではありますが、今、取り組んでいる内容につきまして、まず、御説明いたしたいと思っております。

去年でありますけれども、スタートアップの支援を強化するということで、産官学での構成員から成るプラットフォーム、みえスタートアップ支援プラットフォーム、これを設立いたしましたして、このプラットフォームを基盤にしてスタートアップの支援を強化していきたいということまでさせていただいております。今現在、たしか70を超えているかと思うんですが、70を超える機関の方に参画していただいております。

プラットフォームを基盤にしまして、特に、起業前から、それと事業化に至るまでの各成長段階に応じた支援というのを展開させていただいております。

最初の起業前から事業化に至るところの部分については、アクセラレーションプログラムということで、例えば事業計画をつくる際の策定のノウハウであったりとか、あるいは、事業計画の磨き上げというのをお手伝いさせていただくとか、あるいは既に起業されて事業化に取り組んでみえる方の助言であったり、アドバイスを聞いていただくというようなことを取り組んでおります。

それと、もう一つ、創業の初期から事業化に至るところでの支援ということで二つありますけれども、一つは、新たなビジネスモデルの検証であったりとか、新たなサービスの試作とか実証、そういったところでの御支援、それと二つ目は、県内企業と県内外のスタートアップ等のマッチング支援を行っているところと引き合わせまして、新しいコラボレーションといいますか、そういったことができるかどうかについて取組をさせていただいております。

今のところ、まだまだこの取組が本格化したのが、昨年度からということもありまして、先ほども1300とかという話もありましたけれども、ちょっとこれからというところでございます。

三重県の仕組みということで、事業化に行くと、さらに、その新しい先進的に取り組んだ事業者が新しく今度起業される新しい方に助言をしていただくということでぐるぐると、とこわかM I Eスタートアップエコシステムと

言いますけれども、そういった支援の仕組みも確立させていきたいと思っていますので、そういったことで取り組んでいきたいと思っています。

それと、議員から御紹介いただきましたこのスペインの取組については、しっかりと勉強させていただいて、いいところは取り入れていきたいと思っています。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 急に発言した割には長い答弁をいただきまして、ありがとうございました。

本当に、そういうおっしゃられたようなことも含めて、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次のその2に移ります。

この写真は（パネルを示す）カシノナガキクイムシによりまして、枯れた木の写真でございます。

カシノナガキクイムシというお話をさせていただくと、何やという話があるんですが、実は、平成22年に同じ質問をさせていただいております。

どんな虫やと、こんな虫なんですわ。（パネルを示す）これ、大きさ5ミリメートルぐらいの小さい虫で、木に入って、こんな穴を開けるんです。

（パネルを示す）これ、穴が開いていますけれども、その虫が入っているわけございまして、この虫の厄介なところは、木を食って、被害を出すというんじゃないに、木の中へ、いわゆるカビを持ち込んで、木の中でカビを増やして、増えたカビを食べて増殖するという非常に特異な虫でございまして、これだけでは枯れないんですね。この虫が中へ入ってカビが生えていく、そのカビをやっつけるために、木自らが防御反応を起こすわけですね。防御反応を起こすと、その防御反応の物質が、木が水を吸い上げるその道を止めてしまうのです。水が吸えないから枯れてしまうというようなそんな仕組みなんです。

先ほど見せた写真は、落葉広葉樹でございまして、これは、非常によく分かるんですが、そうではない、例えば、常緑樹のウバメガシに入りますと、

時限爆弾みたいなもので、2年、3年、4年、5年と、ぐーっと頑張っておって、ある日、突然枯れるというようなことが起こってきます。

前にも、平成22年にもお願いしましたし、それから28年に、稲森議員、それから津村前議員が質問されておるんですけども、どれだけの被害になっているんだという調査のお願いをしたので、そのデータを見せてもらいました。（パネルを示す）そうしますと、平成29年に1000ヘクタールを超えているんですが、これは恐らく先ほど見せたように、葉っぱが枯れてしまったというのが分かる木が点々と見えますから、すぐその面積を測ることができるんですね。ところが、先ほど申し上げたように、常緑の広葉樹に入った場合は、それが、虫が入って枯れるまでの期間が長い、あるいはもう枯れなくて弱っていくというような状態になるんです。そういうこともあってか、何と去年は15ヘクタールだと。えっ、そんなに減っているのという話を、この表を見たときに思ったわけなんですね。

ウバメガシというのは、皆さん御存じのように、備長炭の材料に、原料になるわけでございまして、この備長炭を実際につくってみえる方と話をすると、そんなの15ヘクタールなんて考えられへんと、もっともっと広いはずやと、私が伐採をしている範囲だけでも、そんなのこの半分以上あるのと違うかと、こういう話なんです。

じゃ、三重県内で、どれぐらいの方が備長炭をつくっておるのかという話をお伺いしたら、大体10人、10社ぐらい。10か所で作っておるということでございまして、その人が、これの半分以上やと言うのやったら単純に考えても、推して知るべしの面積になるのかなと思うわけでございます。

22年、前にも僕は申し上げたんですけども、杉やヒノキだと、これ、経済木ですから、行政としても対応が非常にしやすいという話をお伺いしたんですけども、ウバメガシがどう経済木なんだという話になると、先ほど申し上げた備長炭をつくる人、10人、量は推して知るべしですけども、それぐらいの量の経済的な効果じゃないかという話なんですけど、ところが、三重県は、観光を大きな柱に据えて、観光政策を一見知事がもう全面的にやって

いただいているわけじゃないですか。

南のほうの海岸都市というのは、ウバメガシのいわゆる生育圏が非常に多くて、海岸だけではなくに内地に入ってきててもそうですけれども、非常に多いんです。これが先ほど申し上げたように、食害されているというのが、判断が非常にしづらい状況の中で、これが進んでいったときに、表に出てきたときにはもう手がつけれない、そんなような話になってくる心配もあるということで、私は、即それに対応せよという話をするわけではないんですが、この15ヘクタールというのはいかにも少な過ぎると。

もっと正確な検査・調査をやっていただきたいなという思いがあって、その検査の精緻性といいますか、それについて、どんなふうと考えてみえるのか、ちょっと、部長にお答えいただけますか。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） カシノナガキクイムシの被害状況の調査とその対策について御答弁を申し上げます。

県では、森林の適切な保全を図るために、毎年度、市町の協力を得て病害虫などによる被害の状況の調査を実施し、国へ報告を行っているところでございます。

このウバメガシやコナラなどに発生しますカシノナガキクイムシの被害面積ですけれども、平成29年度をピークに年々減少し、令和5年度では15ヘクタールと把握しておりまして、現在は主に県の中南部で発生をしている状況でございます。

この被害調査と併せまして、予防の方法ですとか、あるいは被害木の伐採、薬剤処理などによる駆除の方法につきましては、林業研究所が中心となりまして、市町や森林の所有者に普及啓発をしているところでございますが、議員からも御紹介がありましたように、ウバメガシなどは、被害を受けても枯れない場合があります、発見が難しいといった課題がございます。

一方、やはり県内の木炭生産者の方からは、被害の拡大を懸念する声をいただいておりますので、より詳細な状況の把握が必要と考えます。

このため、県では、市町による現在の調査方法に加えまして、森林被害に関する知識や経験を有する方からも広く情報を集める方法で見直しを進めてまいります。

具体的には、このウバメガシなどの状況に詳しい木炭の生産者の方や、あるいは作業現場まで林内を歩かれる森林組合の作業員の方、また、自然環境の保全に向けた巡視などを行う自然環境保全指導員の方などに対しまして、被害を発見された場合は、その都度、県に報告をいただくように依頼して、被害発生地域とその周辺を県が重点的に調査することで、調査精度の向上を図ってまいります。

今後は、この詳細な被害状況の把握に努めるとともに、市町とも情報を共有しまして、効果的な被害対策の検討、普及に向けて連携して取り組んでまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） まさに、これ、人の目に頼らざるを得ないと思いますので、そういう意味では、いろんな判断のできる人の数を増やしていただいて、確実な調査をしていただいて、その対策を考えていただきたいと思います。

続きまして、農業振興についての質問をさせていただきたいと思います。

まず、その説明といいますか、質問する前に、私は昨年度、食料自給総合対策調査特別委員会に入らせていただいて、知事に対して、食料の安定供給と食料自給力の向上ということについて、執行部に提案をさせていただきました。

今年度は、農業の基本計画を見直すという年に当たっていると思います。この計画というのは大変重要でありますので、ぜひともよい計画をつくっていただきたいのと、単に言葉を羅列するだけではなくに、現実を踏まえて、担い手が本当に希望が持てる計画になるよう、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

一つ目の質問は、本県農業の発展に欠かせない担い手の確保、特に今回は、要は農業経営をやっていく経営者の育成についてお伺いしたいと思っております。

ます。

お聞きしたところ、三重県においては、認定農業者をはじめとする担い手が大体2500名ぐらいの人数がおると。これが、現実的には三重県の農業を支えているんだという状況であります。この担い手の高齢化、減少、非常に大きな流れで減ってきているということでございます。

また、一方、経営的に考えたときに、人口減少という大きな流れの中で国内市場の規模が縮小しておりますし、農業資材、あるいは材料などが値段が上がって、農業経営において非常に厳しい状況が続いております。そういう中で、経営者を育てていかなければならないという状況にあると思っております。

自給率を確保していく上での食料の安定供給につなげていくということについて、この経営者は、将来をちゃんと見据えてビジョンを持って社会状況の変化を正確に捉えて、それに的確に対応していく、そういう能力を持った経営者をやっぱりつくっていかないと、三重県の農業も大変なことになるだろうと思っておりますので、じゃ、こういう人材をどんなふうな仕組みで育てていくのか、この辺のところの考え方を部長にお答えいただきたいと思っております。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農業経営者の育成についての取組について御答弁を申し上げます。

本県農業が持続的に発展していくためには、高い技術により、気象ですとか土壌条件に合わせた魅力ある農畜産物を生産するというのと、あと社会経済情勢を踏まえて、経営規模の拡大や労働力の確保といった課題を解決できる経営力の高い人材が必要と考えます。

このため、県では、平成30年度にみえ農業版MBA養成塾を開設しまして、農業をビジネスの視点で捉え、地域農業を牽引していく人材の育成に取り組んでおります。

産学官の連携の下、優れた経営を实践されている農業法人等での現場研修

や、経営学、食品流通などの座学の講座、あと、ビジネスプランの策定とブラッシュアップなどのカリキュラムを提供しておりまして、さらにDX講座など、現代の農業の課題解決に必要な内容を加えながら進めております。

開設当初、塾生の方というのは新規の就農希望者に限定しておりましたが、幅広い人材に学びの機会を提供するため、令和5年度には、農業法人等の後継者の方や幹部の候補生、さらに今年度は、経営者の方にも対象を拡大して、塾生の増加を図っているところでございます。

さらに一方で、より複雑で高度な課題に挑戦する経営者のステップアップを図っていくため、令和4年度からはみえ農業経営社長塾を開催しております。県内トップクラスの農業法人や異業種企業の経営者、学識経験者などを講師に迎えまして、グループディスカッションを通じて、将来の経営ビジョンの具体化、あるいはネットワークづくりにつながるように支援しております。

引き続き農業経営のステージに応じた支援に取り組み、将来を担う経営者の育成を加速させることで、本県農業の発展につなげてまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 県としてもいろいろ対策を講じていただいております。

先ほど申し上げた2500人の農業を支えていただいているこの皆さん方が能力をやっぱり高めていかないと、本当に三重県の農業は大変な状況になっていくんだろうと思っています。

経営的にも非常に厳しい内容が続いておりますので、その辺のところも含めてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

最後に、花き花木の物流における運送業の2024年問題の対策についてお伺ひしたいと思います。

三重県は、花、植木の生産が非常に活発でありまして、植木に関しては鈴鹿市がツツジ、サツキで日本一でございます。日本一ではありませんけれども、鉢物の生産も非常に多い県であります。

当然、切り花もあって、この物流問題で一番大きく影響が出ているのは、先ほど申し上げた鉢物なんです。植木は、少々積み重ねてもいい。切り花は箱詰めしての輸送が効きます。あるいは、もうそのままバケツの中に水を入れて、そこへ切り花を入れて輸送するという方法も取られております。

その辺のところは、この問題が出る前から合理的に配送をやろうという努力があつてよかつたんですが、鉢物の物流、輸送というのは非常に厳しい状況に追い込まれそうになっています。

というのは、背の高さが違う、大きさも違うというのを、棚を組みながら積んでいくというこの作業が、ドライバーにとって非常に重荷になるわけです。これを何とかしないと、もう特に南のほうの鉢物生産者、観葉植物の生産者ですけれども、点在している、数も少ない、こういう状況になりますと、もう本当に物流で経営そのものができなくなってしまうような状況があるわけです。

こういう状況の中で、県として、どんなことを考え、どんなふうに対応していかしているのか、お聞かせいただきたいと思つています。

(パネルを示す) これが、こんな状況ですわ、積んでいるときね。遅れました。

[中野敦子農林水産部長登壇]

○農林水産部長(中野敦子) 御答弁を申し上げます。

本県は、サツキやツツジ類をはじめまして、評価の高いバラなどもございます。多様な品目が生産され、関東、中京、関西の市場を通じて全国に流通しております。

生産の振興に当たりましては、形や大きさ、鮮度の保持など、品目ごとの特性に合わせた輸送体制の構築が極めて重要でございます。

議員からも御指摘がありましたように、近年、この鉢花ですとか、観葉植物の輸送において、物流コストが増加しておりますし、加えて、この積み込み、荷下ろしなどの作業の煩雑さもあつて、ドライバーの労働時間規制が設けられる中、輸送の効率化が大きな課題となっております。

このため、県では、普及指導員が中心となって、令和元年度に運送会社と生産者による検討会を立ち上げて、令和4年度からは、国の事業も活用して、複数の生産者の商品をまとめて集荷することによる運搬作業の効率化ですとか、共通規格の台車を導入して、積込み、荷下ろしの作業の省力化といったことの実証に取り組んでおります。

今年度は、これらの取組をさらに進めるために、新たに、鉢花や観葉植物の生産者と共通の課題を持つ植木の生産者で台車を共同利用することによる物流コストの低減ですとか、あとICT技術を用いました出荷や集荷の情報一元化、トラックの配送の効率化に取り組んでまいります。

引き続き、運送会社と生産者による輸送の効率化に向けた取組を支援することで、本県の花弁花木の生産振興を図ってまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 台車を使ってやっていくというお話をいただきました。台車を乗せたり、降ろしたりするということになると、これはドライバーとして非常に楽になるわけですので、一つの方法だと思っております。

やはり、生産者が一つの方向性で考え方をまとめて、この物流対策に対応していかざるを得ない状況でございますので、ぜひとも県もその中へ入っていただいて、調整していただきたい、こんなふうに思います。

何とか16枚の写真を皆さんにお見せして、何とか終わることができました。これで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。17番 野村保夫議員。

〔17番 野村保夫議員登壇・拍手〕

○17番（野村保夫） 会派、自由民主党、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の野村保夫でございます。

先ほどから17番というだけで、大谷翔平と言えというようなことを言われるんですけども、全く関係ございません。そして、先ほど藤田議員のほうは、たくさんの写真もありましたけれども、私も同じようにたくさんの写真を用意してもらいました。

視察先からの質問ということで、藤田議員のほうはスペインということで、私は、石川県能登地方というちょっとスケールは小さいんですけども、しかし、重要度においては何も変わることはないと思いますので、今回は被災状況も写真で紹介させていただきながら、質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただいて一般質問をさせていただきます。

まずは、防災対策について質問に入らせていただきます。

今回、4月24日から26日にかけて、石川県庁と奥能登地方、輪島市方面へ三重県議会防衛・防災議員連盟の有志14名で視察に行かせていただきました。

本来は、もっと早くに行くべきでありましたけれども、災害復旧工事等で自分たちのために時間を割いていただくのが本当にお気の毒に思っ、なかなか行く機会がなかったんですけども、中森前議長と石川県の焼田前議長との計らいによりまして、今回、視察に行くことができました。

また、視察対応も丁寧にしていただきまして、石川県庁はじめ担当の方々には本当に感謝申し上げます。

そして、輪島市も視察させていただき、坂口市長じきじきに対応していただきました。

坂口市長からは、三重県職員や三重県の各市町から派遣されている職員の皆さん、大変職務に精通された方を派遣してもらっている。嫌な顔もせず、一生懸命働いてもらっていると、感謝の言葉もいただきました。

今回の知事提案説明の中にも、中部9県1市災害時等の応援に関する協定の幹事県としていち早く支援活動を開始し、5月末まで輪島市へのカウンターパート支援を行った結果、三重県の取組は、現地だけでなく全国でもしっかり認識されるに至ったと説明がありました。

そして、また、輪島市のほうで、三重県の各市町から派遣されている方々にもお会いしまして、松阪市の職員なんかは、田中議員や野口議員のところ気軽に寄ってきていただいて、お話もいただいたということで本当に有意義な視察だったと思っています。

最初に伺った石川県庁のある金沢市では、被害もほとんどなく、災害規模、被害状況、避難所の開設状況など復旧状況について詳しく聞かせていただきました。

奥能登地方の2市2町では、一時、最大で3300人の方が孤立したことや、道路、水道、電気などインフラの深刻な被害により、住民の安全確保が困難なため、ホテル、旅館への二次避難を強く呼びかけたことや、孤立集落のコミュニティの維持のため、集落を丸ごと避難を実施したことなどを聞かせていただきました。

また、災害廃棄物の処理については、被災者の生活再建を最優先としながら、広域で処理を行い、令和7年度末を処理完了期間と設定した計画を立て、実行するとのことでした。

そして、また、石川県の焼田前議長から、金沢市に隣接する内灘町の液状化被害が大きいので、ぜひ見ていってもらってはどうですかという説明がありましたので、急遽、皆さんと相談しながら、視察先に含めまして行ったのが、まず、この写真でございます。

(パネルを示す) これは、金沢市から車で15分か20分ぐらいのところにある内灘町のラーメン屋の前なんですけれども、金沢市では、ほとんど被害もなかったんですけど、これが15分か20分走って、埋立てのところに行きますと、このような状況になっており、もう路面が波打っているのはよく分かってもらえると思います。

この内灘町から輪島市へは、のと里山海道から能越自動車道を利用して行きましたけれども、途中、七尾市辺りに入りますと道路状況も、被害が大きくなってくるのがこの写真でございます。

(パネルを示す) この奥に見えるのが橋なんですけれども、そして、これ、片側通行で、金沢から能登方面へは一方通行で、帰りはもうありませんで、これ、一方通行で片側しか利用していないと、延々とこの道が続いています。こんな道路状況では、やっぱり復旧に相当時間が必要だというのが、もう皆さんの共通した認識だったと思います。

そして、輪島市へ入って、まず、行ったところが輪島朝市の火災現場です。

(パネルを示す) 見てのとおり、本当に一面が丸焼けになっておりまして、この状況を見て、14名一同が、火災のすごさを再認識したというのがこの写真で、この防災服もよく似合っていると思いますけれども。

そして、輪島市の火災現場のことなんですけれども、少し前の新聞なんですけど、公費解体が始まったので、復興が始まって期待感が上がったというふうなことが新聞に載ってましたので、それから随分時間がたつんですけども、やっぱり自分たちとしては、あの現場を見てから、ほっとしたというのが実感であります。

そして、輪島市役所を表敬訪問して、坂口市長と面談もさせていただき、その中で、坂口市長が言われたことは、水道、下水道などのインフラの復旧が大変であると、やっぱり、人間は、飲む水とそれを処理できることが大切であると言っておられました。

そして、先ほど写真も見てもらったんですけども、橋は大丈夫だったんですねとこちらから問いかけたところ、橋梁は事前から計画を持って補強し

ていたので大丈夫だったんですけども、やっぱりその前後の取付け道路が壊れているので、復旧に時間がかかりますねということですけども、橋本体が落ちたら、もっともって時間がかかるので、事前の対策は本当に必要で大切であるという言葉もいただきました。

そのときに、中森前議長から、坂口市長のほうに、被災した家屋の状況によって赤紙、危険家屋に赤い紙が貼ってあるんですけども、その中に、輪島塗の道具やまだいろんな品物が残っているんですけども、そこに目の前で見えているんですが、入ることができないので、これを何とかしてほしいという声も私のところへ届いているということの中森議員から坂口市長のほうにも届けさせていただきました。

ということで、質問に入らせていただきます。

先ほど、三重県職員や各市町から派遣されている職員の皆さん、嫌な顔もしないで一生懸命働いてもらっていると紹介もしましたが、これは、総務省の応急対策職員派遣制度に基づくカウンターパート支援として派遣されたものです。大規模災害が発生したときは、多くの自治体からの支援が必要となることから、円滑に他の自治体からの応援を受けられる体制づくりが大切であると実感しました。

実際、平成28年に発生した熊本地震で被災地となった熊本県益城町は、対応検証報告書において、応援要請計画及び受援計画が未整備であり、場当たりの応援要請や各方面からのプッシュ型支援に対して、計画的に人員配置ができなかった。専門的知見を有した職員を適した部署に配置できなかったと振り返っており、効果的な支援を受けられるよう、応援要請計画及び受援計画を策定することが必要であると、改善の方向性を示しております。

大規模災害が発生したとき、他の自治体からの応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるためには、県と市町が受援計画を策定し、実際に被害が起こったときには、策定した受援計画がしっかり機能するように実効性を持たせることが必要だと思います。

そこで質問させていただきますけれども、現在の県内市町の受援計画の策

定状況はどうなっているのか。また、県と市町の受援計画の実効性向上に向け、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 市町の受援計画の策定状況と受援計画の実効性の向上について答弁いたします。

南海トラフ地震などの大規模な災害が発生した際、三重県は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画や、中部9県1市災害時等の応援に関する協定等に基づきまして、救助・救急、医療、物資調達ライフライン復旧など、国や他府県、防災関係機関等から様々な応援を受けることとなります。

県では、これらの応援を的確に受け入れることができるよう、三重県広域受援計画を策定しております。

国や他府県、防災関係機関の応援活動が効果的に行われるためには、県と市町が一体となった受援活動を行うことが重要となります。

このため、市町が県と連携して円滑に受援活動を実施できるように、市町向けの受援計画策定の手引書を作成しまして、市町の計画策定の支援を行ってきました。この結果、令和5年度末までに全29市町で、受援計画の策定が完了しております。

一方で、能登半島地震では、議員からも紹介がありましたように、受援が課題として大きく認識されました。

派遣された県や市町の職員からは、多くの応援職員が派遣されていたけれども、被災自治体で円滑な受入れができていなかった。応援機関の活動場所が決まっておらず、混乱した。支援活動エリアと宿泊場所の距離が離れていると現地での活動時間が短くなるなど、受援に関係する多くの報告を受けております。そこで、今年度、能登半島地震における課題の分析や市町からの意見も踏まえまして、県の広域受援計画を検証しまして、必要な改定を行いたいと考えております。あわせて、市町の受援計画の実効性向上を図るために、手引書も改訂しまして、市町を対象とした研修会も開催したいと考えて

おります。

また、発災時に応援機関はすぐには到着しません。まずは、被災自治体が単独で応急対応に当たる体制をつくりまして、応援機関を受け入れる前の段階において、被害状況や救助要請を把握するなどの対応が必要となります。こうした対応についても、県と市町が定期的に訓練を重ねながら、具体的に一つ一つ検証しまして、随時見直していくことが重要であると考えております。

受援計画に基づく市町の図上訓練の企画や運営につきましても、県として積極的に支援していくことで、県と市町が連携した受援体制がより実効的なものとなるよう取り組んでまいります。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

やっぱりその都度その都度、必要なところについては、気がついたところ気がついたところを改定していくということが本当に効果的かなと思いますし、また、市町への支援もしていくということですので、その辺りのところをやっぱり県が指導して行っていただきますようによろしくお願いしたいと思います。

続きまして、石川県消防防災航空隊も視察させていただき、ヘリコプターからの救助や救援物資の配送等について聞かせていただきました。

交通不便地域が被災したときの救助について、ヘリコプターや船が考えられますけれども、今回は、港が隆起して使えなかったということがあります。そのときに、聞かせてもらったのは、小松市から能登金剛で救助し帰還するためには、ヘリコプターの航続時間は約100分であり、往復で80分かかるために、実際、救助時間は20分程度しかないということがあります。

そのため、物資を降ろしたり、救助者をつり上げたりする場所の確保とか、現地でここを避けてほしい、この車をどかしてほしいとか、そういった指揮する方を見つけることは大切やということも言っておられました。

これは、石川県消防防災航空隊での課題ですけれども、今回のような大規

模災害が発生し、被災した都道府県だけの消防力では対応が困難な場合、全国の消防機関相互の援助体制である緊急消防援助隊が派遣されてきます。

今回の能登半島地震でも、緊急消防援助隊が被災地に派遣され、三重県も、市町の消防職員で構成される三重県大隊が輪島市の大規模火災現場で検索探索活動等に、防災航空隊がヘリコプターでの救助活動に当たってもらいました。

大規模災害が発生した場合、県内の消防機関と緊急消防援助隊が連携し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施するためには、平時から県内の消防職員が大規模災害への対応力向上を図っていくとともに、他県の消防機関とも連携向上を図っていくことが大切だと考えます。

県内の消防職員の大規模災害への対応力向上に向け、県としてどのように取り組んでいくのか。また、災害発生時の緊急消防援助隊との連携を見据えて、他の都道府県の消防機関との連携強化にどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（楠田泰司）** 消防職員の対応力向上と、他の都道府県の消防機関との連携強化について答弁させていただきます。

能登半島地震が発生した際、消防庁長官による緊急消防援助隊の派遣決定を受けまして、県では、各消防本部から延べ520名の消防職員を石川県輪島市に派遣しました。

被災地に向かった緊急消防援助隊は、道路損壊や応援関係車両の集中によりまして、大型車両の通行が困難な状況になりましたので、小型車両によるピストン輸送を余儀なくされました。

こうした経験を通じまして、発災初期から道路の被災状況を把握することや、陸路による移動が困難な場合は、海路や空路から部隊を投入する手法を早期に検討することの重要性を学んだところです。

同様の状況は本県においても想定されますので、実動訓練や図上訓練におきまして、県の災害対策本部がヘリコプターとドローンにより被害状況を把

握し、消防や自衛隊、海上保安庁、警察、こういった実動機関に対し、救助・救援や消火活動に必要な情報を提供するなど、発災時に消防等の実動機関が円滑に部隊投入を行うことができるように取り組んでまいります。

加えて、消防職員の資質向上を図るために、県消防学校において、これまで実施してきた緊急消防援助隊の円滑な活動に関する座学や、大規模災害を想定した教育訓練に加えまして、令和4年度、5年度に消防学校にガレキ救助訓練施設や倒壊家屋救助訓練施設を整備しております。こうしたものを活用しまして、能登半島地震での経験を反映した実践的な救助訓練等を実施していきたいと考えております。

また、他の都道府県の消防機関との連携強化につきましては、県と各消防本部では、毎年、中部ブロック及び近畿ブロックで開催される緊急消防援助隊の合同訓練に参加し、連携強化を図っております。

今年度の中部ブロック合同訓練は、本県での開催が予定されておりまして、訓練の企画も本県が行います。この訓練におきまして、被害状況等の情報集約や提供、宿营地確保など能登半島地震での課題に対応したメニューを積極的に取り入れまして、他県の消防機関と連携し、救助・救援活動が迅速に行えるよう取り組んでいきたいと考えております。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

いつも言われることですがけれども、やっぱり訓練でできないことは本番ではできないということですので、しっかりと訓練に取り組んでいただきますようお願いいたします。

続いて、救助機関の連携についてお伺いいたします。

（パネルを示す）この写真を見ていただきたいんですけども、これ、何が言いたいかと言いますと、ユニホームなんです。このユニホームの数だけ様々な機関が一堂に会して、一時的に集まっているということになります。ですので、こういったところで、やっぱり連携していくことが大切だということで、私はどれだけの人が集まるのかということでこの写真、ここで紹介

させてもらったのは、このユニホームの種類を見てもらって、これだけの機関が集まってくるということを知っていただきたいので、御紹介させていただきました。

石川県消防防災航空隊から、能登半島地震の発生直後、県の防災ヘリコプターと自衛隊のヘリコプターが救助活動などを行っていたが、それぞれがどの場所でもどのような活動を行うか、最初は、どの機関も初めてで、段取り手順等の調整が困難していたが、危機管理対策部に本部を設置し、消防庁、自衛隊、各都道府県からの消防応援活動本部等が招集されて、チームが一つになり、毎日確認作業、連絡調整を行うことにより、スムーズに機能し始めたと言っています。

これがそのときの一元的なものなんですけれども、（パネルを示す）ちょっと見にくいんですけど、上のほうに時間が書いてあると思うんですね。これ7時が、上が計画で、下が実施した時間で、ここが給油となっていると思います。1機のヘリコプターが飛んで、そこまで救助に行き、ここで帰って行って給油まで終わると、この時間が紹介されています。

この中に兵庫県とかいろんな種類があるんですけども、ここに行った人が、そのときに言われていたのは、同時に、2機行ってしまったことがあるとか、それとか1機が迎えに行ったら、2人救助する人が待っていたとか、その辺りのところがうまく連携できないと順調に救助が進まないということもおっしゃっていたので、その辺りのところをちょっと聞いていきたいと思っています。

このような大規模災害発生時に1人でも多くの命を救うためには、自衛隊や様々な機関と連携してヘリコプターを円滑かつ適切に運用することが重要であると思います。

三重県における大規模災害発生時のヘリコプターの運用調整はどのような体制になっているのか、また、ヘリコプターの運用調整に係る自衛隊との連携強化にどのように取り組んでいくのかお聞きします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） ヘリコプターの運用調整と連携強化について答弁させていただきます。

能登半島地震では、本県の防災航空隊も緊急消防援助隊の航空部隊として、輪島市で発生しました大規模火災に係る情報収集や、震災での負傷者の搬送に当たりました。

また、航空部隊は、孤立地域への物資輸送にも従事しまして、空路を活用した救助・救援活動の重要性を改めて認識したところです。

南海トラフ地震などの大規模災害が発生し、本県が被災した際には、自衛隊、海上保安庁、警察、消防など多くの関係機関からヘリコプターによる応援を受けることとなります。

その際、県の災害対策本部に航空運用調整担当を設置しまして、被害状況調査、被災者の救出、さらには空中消火、救急搬送、救援物資の輸送など、必要となる対策に応じまして、関係機関の参画と支援を受けながら、ヘリコプターが飛行する空域や役割分担などについて調整を行います。

このため、ヘリコプターの運用に係る関係機関との連携強化を目的としまして、救出・救助、夜間搬送などの実動訓練を実施するとともに、図上訓練におきましても、例えば、物資輸送は自衛隊の大型ヘリコプターが担うなどの役割分担の確認も行っています。

一方で、能登半島地震で活動した本県の航空隊からは、先ほど議員からの御紹介でありましたけれども、多くのヘリコプターが集結したことで、被災情報の整理や各ヘリコプターの動きの把握などに課題があったということを知っています。また、自衛隊からの情報提供の支援が不可欠であったという話も聞いております。

このことを踏まえまして、本県が4月に実施しました国への提言・提案活動におきまして、知事から木原防衛大臣に対し、大規模災害発生時の航空運用調整について自衛隊のさらなる支援を要望したところです。

今後実効性のある訓練を重ねまして、自衛隊をはじめとした関係機関との連携を一層強化することで、ヘリコプターによる災害対策活動を円滑かつ

確実に実施できるよう取り組んでまいります。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

先ほどの写真にあったように、あれまで行くのに1週間から10日かかったと言っていましたので、やっぱり順調に動いていくまでには、結構時間がかかるということです、その辺も事前に用意ができていればいいかなと思いますので、お願いします。

次に、観光振興についてお聞きいたします。

令和4年から5年にかけて、全国で観光庁の地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業等を活用して、多くの観光事業者の皆さんが、市町や観光協会など関係者の方々と一体となって、客室単価を増加させるなど、収益力を向上させる宿泊施設の高付加価値化改修や観光施設の改修、廃屋の撤去などに取り組まれています。

伊勢志摩地域も例外ではなく、鳥羽市においても、国内外からの観光客が伊勢志摩国立公園の自然環境との共生を図り、食、体験、学びなどを目的とした長期滞在型観光の促進をするため、景観を損ねる廃屋の撤去、宿泊施設や観光施設における高付加価値化改修などを実施すると地域計画が採択を受け、実行しています。

採択されたときの数字ですけれども、37事業者で41施設、総額で事業費が46億1600万円のうち補助金として総額24億8500万円程度を活用して、鳥羽市や鳥羽商工会議所、鳥羽市観光協会などの関係団体が一体となって取り組まれていると聞いています。

改修された施設など、少し紹介させてもらいますと、（パネルを示す）これは鳥羽市のホテルなんですけれども、これが真ん中にあります。これが（パネルを示す）右サイドにあります。そして（パネルを示す）これが左サイドにあります。この3部屋が1部屋になっています。以前は、10畳の部屋が3部屋あったんですけれども、この10畳を1部屋にまとめて、30畳の部屋にして、そして先ほどのベッドルームなどに老人夫妻が泊まり、この畳の部

屋に若者夫妻と子どもが宿泊すると、そして真ん中にあったテーブルのところに集まって、プライベートを確保しながら、家のような感覚で長期滞在をしてもらうということを目的として改修しましたということでした。

今後、やっぱり長期滞在をしてもらって、どれだけでも価値を上げるというようなことで、大体この30畳の部屋で、平日1泊1人、大体3万円ぐらいということ聞いています。

それと、これなんですけれども、（パネルを示す）これは先ほどのホテルの上こういったツリーハウスなども建設しており、子どもの冒険心をあおるといいますか、そういったことにも取り組んで、そして、散策途中に、（パネルを示す）このような軽食とか飲食とかあるんですけれども、こういったものも整備して、この建物だけでなく、周りを一体的に楽しめるような改修をしているということです。

もう一部屋、すみません、ちょっとあれなんですけれども、（パネルを示す）これがビフォー・アフターのビフォーで、以前この部屋があったんですけど、この部屋2部屋を改修して、（パネルを示す）先ほどの和室の2部屋を一つにしてこのように改修して、そして露天風呂とサウナを設置すると、（パネルを示す）これも同じように先ほどの2部屋を1部屋にして改修するということをしております。

先ほど伊勢志摩地域の鳥羽市の例を挙げましたけれども、地域の事業者の皆さんが関係者と一体となって資金を投じて、施設の改修などに取組まれていますので、この投資をしっかりと回収していくことが、この取組の成果につながっていくと思っています。

そのためには、県としても地域の取組の効果が発揮できるように取り組んでいく必要があるのではと思うんですけれども、もちろん地元の自治体もそれなりのことは考えてくれると思いますので、鳥羽市の担当者に確認したところ、インバウンドにターゲットを絞っているので、これまでに引き続いてフランスをターゲットに考えている。11月頃にプロモーションを実施したいと考えているとのことでした。

そこで伺いますけれども、地域が一体となって取り組む宿泊施設の高付加価値化改修等の投資を事業者が回収できるよう、県として取り組むべきと考えますけれども、当局の考えをお聞かせください。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○**観光部長（生川哲也）** 国の事業との効果的な連携につきましてお答えいたします。

令和5年度に観光庁が募集しました地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業は、県内では伊勢市、鳥羽市、志摩市、名張市、さらには伊勢志摩観光コンベンション機構が応募した事業が採択され、宿泊施設の高付加価値化の改修などが実施されております。

事業採択を受けた事業者からは、客室やレストランなどの改修を行ったことで、お客様の満足度も圧倒的に向上し、これは事業者の表現ですが、客単価が上がったという声などを伺っておりまして、当該事業の効果があつたと考えております。

一方で、改修を行った事業者からこういった声も聞こえておりまして、こうした改修工事を実施したものの、どうしても予約が休前日、休みの前日に偏るといった声や、結果として平日の稼働率が上がってこないという声とともに、人材を十分に確保できずに客室の稼働率を下げざるを得ないといった声も上がっております。

県といたしましても、需要の平準化や人材不足への対応が必要であるということにつきましては、かねてより認識しておりまして、三重県観光振興基本計画及び計画に伴うアクションプランを策定しまして、これらの課題への対応を行っております。

具体的には、需要の平準化に向けまして、平日の利用を対象に、体験プログラムの利用割引やお買物券をセットとしました高速道路の定額割引の利用促進キャンペーンを展開するとともに、平日の宿泊を伴う旅行商品の造成、販売の促進などを実施しております。

さらには、観光産業の人材不足への取組としまして、観光産業を対象とし

た就職説明会の開催、生産性向上に向けた観光事業者への専門家の派遣、コンサルティングを行うなど支援を行うとともに、三重県の観光産業で働きたいと感じていただけるよう、観光産業の様々な魅力を発信してまいります。

各地域での取組がより効果を発揮しまして、比較的消費単価の高い旅行者にさらに訪れていただけますよう、県としまして、事業者に対する支援をしっかりと行ってまいります。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

県としても需要の平準化や観光産業の人材不足について取組を実施していくということでございますので、せっかく実施するので、やっぱりみんなが使いやすいように周知してもらおうとか、その辺りのところが大切かなと思っています。

何回も紹介しますが、知事提案説明の中にも、今年度は熊野古道世界遺産登録20周年をはじめ、来年度には大阪・関西万博が開催されます。三重県の魅力を世界中にアピールできる絶好の機会が続きます。

そして、次期式年遷宮について天皇陛下から御聴許を受け、2033年の第63回式年遷宮に向けて行事が始まっていきますというような説明もございました。

私は、以前から三重の観光といいますか、伊勢志摩の観光は、伊勢神宮にお参りをして、そして二見、鳥羽・伊勢で直会をするというのが、伊勢志摩の観光の基本かなというふうに、これまでも何回も言ってきましたけれども、また、それと三重県のインバウンドの数字も結構低いところにおりますし、まだまだもっと伸びが期待できると思いますので、これから海外にもアピールできる絶好の機会が続くと思いますので、これからの三重の観光に期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、労働力不足への対応について質問させていただきます。

2024年問題が話題になっていますが、運転手をはじめあらゆる分野で人手不足が深刻化しています。

今議会の知事提案説明にも、その辺り詳しくされていました。

私の地元の飲食店や宿泊業、建設業の方々と話していると、「人がいない、誰か来てくれないかな、野村さん何とかできへんの」という声が、皆さん口をそろえて言われます。

建設業では、働いてもらう前に、有給休暇が何日あるのか、時間どおりに仕事が終われるのかとの不安から入社しないという例があったり、入社してからも条件のよいほうへ簡単になってしまうと。飲食店では、拘束時間が長過ぎる。少し注意をすると、先輩の言葉がきついで、あの人の下では仕事ができないと、入社してすぐ辞めてしまうなど、様々な理由から人材が離れていっているように聞いています。

4月の有効求人倍率を見ても1.21と求人よりも仕事が多い、いわゆる売手市場になっています。近頃は、いろんなところで日本人だけでなく、海外の方にも働いてもらっていますが、それもなかなか集まりにくいということです。

少し紹介させていただきますと、鳥羽市の浦村にあるカキ業者の方なんですけれども、これまでは技能実習生として10月から3月までの限られた期間に働いてもらっていたものを、1年を通して働いてもらうようにしないと、もう来てくれない。それでも、1年を通して働いてもらうとなってもなかなか集まりにくいと。

10年ほど前なら、中国へ出向いて採用面接をするときに、日本で働きたい方が700人ほど集まってきて、その中から10人、20人、30人、40人と、40人ぐらいにこちらのほうに来てもらうのですけれども、近頃では、もう10人ほどしか集まってこないの、なかなか、人を選別するというと悪いんですけども、人も、その中で足りないというようなことも言っておられました。

また、鳥羽市のあるホテルの方にも聞いたんですけれども、多くの海外の方に働いてもらっています。このホテルは、伺ったときには、仲居として若い外国の方もいたんですけれども、人数的にいっぱいいるので、人数的には仲居は賄えているんですかと聞いたんですけれども、まだまだ足りないと。

そのために、従業員、仲居が足りないの、労働力が足りないの、定員いっぱいまで入れないというようなことも言っておりました。

そして、長続きしない、辞めている理由の中に、私のところは相差町にあるんですけども、そこにホテルもあるんですが、そこに来てもらっているネパールの方でしたけれども、その方と話しさせてもらったら、何が不便かと聞くと、ああいうところにはコンビニがないと。近くのコンビニへ行くためにも、10分、15分バスに乗っていかないと、一番近いコンビニまで行けない。仕事が終わってから買物するのに、田舎の町では、そういったものは品ぞろえもない。その辺りも、田舎のホテルなんかの従業員、労働力が集まりにくい一つの理由になっているそうです。

それとか、もう1点は、田舎のほうへ行って、コンビニがないので、電子マネーとかクレジットカードも使えないので、もう海外の方って、結構現金を持たないので、その辺りも、地方といいますか田舎のほうで働いてもらにくい理由になっているということでした。やっぱり便利なほうへ便利なほうへ行ってしまうというようなことです。

経営者の方にも話を聞かせいただきましたけれども、日本に就学していた海外の学生の方が日本で残って働きたいと思っても、就労ビザの取得の手续に手間取り、実際に働き始めることができるようになるまでには、3か月以上もかかってしまったということも言っておりました。

そして、これ、私がLINEをもらったんですけども、その人のやり取りを少し紹介させてもらいますと、今年の1月11日に、入国はいつ頃になりますかと、こちらから問いかけたLINEを送ってあるんですけども、返信は、昨年12月26日に行政書士が名古屋出入国在留管理局に申請書類を出した。順調に行けば、2月上旬から中旬に入国許可が下りると思うので、3月初旬から中旬には入社できると思われると返信をもらっています。それで、確認しましたのですけれども、私が伺った5月17日ではこのときまだ来ていないと。3月頃に来られるというのが、まだ来ていないということを書いていましたので、昨日、再度、もう来たんですかと確認させてもらったら、

やっとビザが下りたので、近々入国できる見込みであるということでした。

これだけ、やっぱり時間がかかるということで、私も全くの素人ですので、インターネットで就労ビザの申請サポートというホームページがありましたので、少しのぞかせてもらったんですけども、そこには、1か月程度とか2か月程度とかいうふうな表示があるんですけども、実際は、先ほど紹介させてもらったように、昨年12月に送って申請したものが、2月か3月に入国できるのが、今になっていると。もう半年以上かかっているというのが現状であるということです。

これは、その経営者の方が言っていたんですけども、こんなに入国が遅れると、せっかく日本で働きたいと思っている人が、日本からも、ほかの地域へほかの国へ行ってしまうのではないかということも心配されておりました。

人口減少に起因して人手不足の課題がずっと続くのですけれども、海外の人に働いてもらうにしても、制度面でも技能実習に代わる外国人材受入れの新制度、育成就労の創設を柱とする外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律や出入国管理及び難民認定法などの改正案が成立し、数年後には施行され、受入れが活発になる見込みと聞いております。全国的に、また、世界的にも外国人労働者の獲得に向けて競い合うようになる中、働く場として三重県を選んでもらう必要があると思っています。

そのためには、海外の方が働きやすい三重県であってほしいと思いますけれども、県としてどのように取り組んでいくのか、考えを聞かせてください。

また、幾つかの事例を紹介しましたがけれども、海外の方の活用以外にも様々な課題に対して、いろんな観点から取り組むことが必要だと思っています。

三重県内には様々な産業があり、業種による特性を踏まえた取組、そして業種を超えた取組が求められていると思っています。

県全体として人材確保対策にどのように取り組むのか、併せてお聞かせください。

[小見山幸弘政策企画部長登壇]

○政策企画部長（小見山幸弘） 御答弁申し上げます。

三重県の人口は減少局面に入っており、併せて生産年齢人口も長期にわたり減少していくことにより、人手不足は今後ますます深刻化することが見込まれるところでございます。

三重県では、人手不足に対し様々な観点からきめ細かな対応を行うべく、令和6年度当初予算において人材確保対策プランを先行して取りまとめ、その中で、外国人雇用についても促進することとしているところでございます。

また、今年度から人材確保対策課を新設し、全庁の人材確保に係る取組を総括し、部局間の連携を深めることで、人材確保対策の効果を高められるよう取り組んでいるところでございます。

外国人雇用に向けた支援等でございますが、外国人の雇用を促進していくためには、外国人労働者が安心して就労できる職場環境づくりが大切でございます。

このため、外国人を受け入れる企業に対しては、受入れ支援セミナーの開催や、採用、定着支援のためのアドバイザー派遣を行っておるところでございます。

また、就職を希望する外国人の方に対しましては、就職準備セミナーや就業体験などを実施しているところでございます。

また、みえ外国人相談サポートセンター、Mi e C oでございますが、就労に関する相談も増えてきておりまして、内容に応じて、弁護士等による専門相談や、三重労働局等の関係機関へつなぐということをしておるところでございます。

今後でございますが、人手不足の影響を緩和していくためには、行政だけが取り組むのではなく、産学官が連携して、それぞれの役割を果たしていくことが有効と考えておるところでございます。

このため、人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会の場などを通じてさらなる現場の課題やニーズの把握に努め、人手不足の緩和、人材確

保に向けて、産学官が相互に連携して取り組む方向を示す人材確保対策方針、仮称ではございますが、これを年度内に取りまとめたいと考えておるところでございます。

とりわけ外国人労働者の受入れ体制の整備と多文化共生の推進につきましては、六つの柱の一つとして重点的に検討を進めてまいります。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

人材確保対策課もつくっていただいて、また、方針も示すということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

本当に人材が不足するので、なかなか仕事のほうも、伊勢志摩地域で、結構、第3次産業のほうが主なんですけれども、やっぱり人手不足のために、それだけ収容力はあるんですけれども、収容できないということもありますので、そのところは本当によろしくお願ひしたいと思います。

続いて、伊勢志摩連絡道路の質問に入らせていただきます。

平成8年度から進められてきました国道167号第二伊勢道路の渋滞緩和についてであります。

国道167号第二伊勢道路は、伊勢志摩地域の観光リゾート拠点である伊勢神宮の所在する伊勢市と鳥羽市を經由して志摩市までの連絡を強化する伊勢志摩連絡道路の一部として整備を進めてきたもので、近畿自動車道伊勢線や伊勢二見鳥羽ラインと一体となり、中京圏や関西圏との広域的なネットワークを形成するため、伊勢市二見町から、鳥羽市白木町まで建設が進められてきました。

平成29年3月にお伊勢さん菓子博2017を見据えて、それまで200円必要であった伊勢二見鳥羽ラインが無料化になり、国道23号のイオン伊勢店辺りから国道167号の鳥羽南・白木インターチェンジまでが無料となり、私たちの南鳥羽地域や志摩市方面の方は、大半がこの第二伊勢道路から伊勢二見鳥羽ラインを利用して伊勢方面へ通勤しています。もちろん私もこの道を利用してここまで来ています。

実際に、自宅から約30分で伊勢総合病院まで到着できますし、私の場合も、自宅から信号を2か所通過するだけで、津インターチェンジまで来られるということで、地元の方も鳥羽駅までと近鉄五十鈴川駅まで10分も変わらないので、五十鈴川駅のほうも利用すると言っておられました。

そして、昨年、磯部バイパスの工事の大半を占めるおうむ石トンネル、1823メートルが開通し、志摩市磯部町恵利原から磯部町五知までが今年度供用開始の予定で工事が進められています。

これまでに志摩市磯部町恵利原から志摩市阿児町鶴方までの、鶴方磯部バイパスが平成29年12月に完成しておりますので、あと残っているのは、鳥羽市白木町から磯部町五知までとなります。

今回、質問させていただきますのは、この区間の早期実現と渋滞緩和についてであります。

これまで、伊勢神宮内宮の横から磯部町までの伊勢道路を利用してきましたが、カーブの連続する事故の多い道路でありまして、平成29年に鶴方磯部バイパスが完成したときには、鶴方駅前の渋滞が緩和され、旧志摩町や旧大王町から志摩病院や伊勢方面の医療施設への迅速な救急搬送が可能になりました。加えて、今年度、おうむ石トンネルが開通することによって、伊勢市方面への時間短縮になります。

しかし、この写真を少し見てほしいんですけども、（パネルを示す）これは、この最後尾の右辺りに白木町の鳥羽志勢クリーンセンターというのがあるんですけども、この山の麓に鳥羽南・白木インターがありますので、ここからですと大体1キロメートルぐらいあります。

これは、ゴールデンウィークの4月29日の写真なんですけれども、ふだんもこれに近いような渋滞がありまして、その横に、旧道といえますか市道があるんですけども、渋滞しているので、その市道のほうを通るので、地元の方も、高速で志摩方面からの車が来るので、もう何とかしてくれへんかというふうな声もたくさん上がっています。

次の写真なんですけれども、（パネルを示す）これは5月4日の写真です。

これが、左というか、横切っているのが国道167号なので、これが、先ほどから話しています鳥羽南・白木インターチェンジの出口がここなんです。出口です。

それから、（パネルを示す）ずっと下をくぐってぐるーっと回ってつながっているのが分かる思うんですけどもね、これなんです。

（パネルを示す）このトンネルの奥まで明かりがついているというのが分かると思うんですけども、ここまで渋滞が続いているということで、大体このトンネルの入り口までで、インターチェンジの入り口から大体ここは1キロメートルですので、1キロメートル以上の渋滞があります。

これは5月4日のゴールデンウィークなので、今回、ここは特別かなというふうにも思うんですけども、これまでの連休中でも、ほぼほぼこれと同じような状況がありまして、先ほど志摩方面から伊勢方面への左側レーンをつくってもらって対応を図ってもらっているんですけども、こちらは、今回も信号を調整しながら時間を延ばしてやったんですけども、これだけの渋滞があるということでございます。

ゴールデンウィーク期間中はどこの観光地に行ってもこれぐらいの渋滞があるかなというふうなことを言われるか分かりませんが、渋滞があったときに巻き込まれた方にとってはいいイメージは絶対ないと思うんですね。そのためにもやっぱりどうにかこの渋滞緩和をしてほしいと思っています。

それと、これの出口から、（パネルを示す）これ、真っすぐずっと行きますと、ここに国道167号があるんですね。これ、トンネルから、ずっと真っすぐ行くとここに志摩方面の国道167号があります。ぐるーっと回って行かずに、今回、これを真っすぐ行って、直接、志摩方面へ上ったり、下りることができるになれば、こういった渋滞もほぼ緩和できるのではないかとも思っていますので、伊勢志摩連絡道路の早期完成と、この辺りの渋滞緩和、直接、志摩方面への取付け道路をどのように考えているのか、担当課の考えを聞かせていただきたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** 伊勢志摩連絡道路の整備についてお答えいたします。

伊勢志摩連絡道路については、議員の御指摘のとおり、今、工事をやっけて、令和6年度中に開通予定の磯部バイパスと、第二伊勢道路、この間の約3キロメートルについて未整備となっております。

こちらの区間については、曲線部や縦断勾配が地域高規格道路としての構造規格を満たしていないことと、先ほどから議員が御指摘しているとおおり鳥羽南・白木インターチェンジ周辺に交通渋滞が発生しているということは認識しているところであります。

この鳥羽南・白木インターチェンジ周辺の交通渋滞に対する対策として、まず、応急対策として、志摩方面から鳥羽南・白木インターチェンジに進入する際の左折専用レーンの設置工事を進めているところであります。

さらに、この未整備区間の抜本的対策ということでもありますけれども、第二伊勢道路と志摩方面を直接接続する、先ほど真つすぐと言っておりましたが、そういった手法を含め、道路のルートや構造について、今、検討しているところであります。引き続きこの道路計画の熟度を高めて、地域の皆様の御期待に沿えるよう努めてまいります。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○**17番（野村保夫）** ありがとうございます。

ぜひとも、地元の方も本当に切望していますので、その辺りのところをよろしく願いいたしたいと思います。

もう1問あるんですけれども、もう時間がありませんので、今回は、1問残して終わりますけれども、また、この辺りの通告してあります件につきまして、次回に続きをさせていただきたいと思いますので、今回はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○**副議長（小林正人）** 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、

この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後 3 時20分休憩

午後 3 時30分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、村林聡議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

○47番（西場信行） 皆さん、こんにちは。

先ほどの村林議員の宮川の流量回復につきまして、関連質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

そして、この質問では、知事に対して、宮川の流量回復における県の責任と今後の具体的なスケジュールについて伺いたいと思います。

村林議員からも、この水利権の更新、こういった発電関係の水利権は20年更新だと思うんですが、それに向けて、今から準備して取り組めと、今までこういう議論なかったんですね。本格的な議論を進めていただいたということで大変ありがたく、うれしく思っております。

村林議員も申されたんですが、11月の末に宮川流域の伊勢市長をはじめ、多気町長、明和町長、大台町長、玉城町長、度会町長、大紀町長、それから鳥羽市長も含めて流域の7市町長と鳥羽市長、この流量回復についての県に対する要望・要請をしてもらいました。そして、その回答も既に出てきておるわけでございますが、先ほどのお話のように、県からはゼロ回答の内容であったということを各町長たちも言うておられることを聞いております。

私も、その内容を見せていただいて、そういうような思いを強くしておりますが、特にそれは何かと言いますと、この要望の一番の眼目でありました濁水流量2トンの取組について、これの記述がないわけですよ。そして、宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議というのを、前知事の最終盤に水力発電譲渡金100億円のうちの58億円を国体の資金へ回すんだというときにいろいろ議論した結果、この上流域に2トン回復するための検討会議を設けたというのですが、この宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議の趣旨、目的が明確にされないまま、以前の中下流の粟生頭首工、いわゆる宮川流域ルネッサンスのほうの取組と一緒にして語られておる県の回答というのが、非常に問題が多いなと思っています。

そして、特に言われました清流日本一については、これは国土交通省のほうで、一級河川の水質調査をやっておるんですが、昨年、その前と2年間、この清流のランク1位に選ばれていない。その前年から3年間はずっと選ばれておった。ルネッサンスのおかげでいよいよ宮川も本格的に清流が回復してきたなと思いきや、ここ2年間選ばれてないんです。そうすると、流域の市町長たちは、この誇り得るふるさをつくるということから清流日本一を取り戻すということを変に大きな目標にしておるわけですよ。

これにきちっと答える県の部署もない、回答もないというようなことを強く感じております。

これは国土交通省ですから、その所管と言えば、県土整備部になっていくのが通常なんです。三重県の場合、今、地域連携・交通部がいろいろ宮川総合開発事業の関連でこれをやっている。ここの曖昧さがどうも焦点ぼけをしておるかも分からないなと思っていますのと、そして清流日本一をここまでつなげてきたルネッサンス事業、これは、かつての知事が三重県の新しい政策として打ち出したマトリックス政策としてのルネッサンス事業を、県が主体になって平成9年から始めた。そして、平成12年には、宮川流域ルネッサンス委員会水部会が毎秒2トンという目標を設定して、これで一区切りはしたんです。その当時、県は自分が主体的にやってきたものを市町村と

一緒に共同でやるということで、ルネッサンスが新しい出発をした。ところが、今、ルネッサンスを扱う県の部署ってありますか。どこが中心にやっておるんですか。

ルネッサンスに対する取組をベースにして、今回、要望が来ておるんだけど、そのことに対する県の回答もありませんということで、非常に残念な結果が出てきております。

さきに大台町長との1対1円卓対話がございましたが、そのときには、知事は、自分の言葉で宮川総合開発計画をいろいろ語っていただいた、これはよかったなど、知事もいよいよ三重県の戦後政策の中で非常に重要なこの宮川プロジェクトについて理解してきてもらったなど、こういうふうに思います。

そういう中で、それは評価と言うと失礼だけれども、非常によかったなどという感想を強く持っておるわけでございますが、その後段で、この水利権が、今は民間事業者に渡ったので、今後は、民間事業者と協議しながらお願いしていかなあかんというような姿勢を言われた。

これは、知事、間違っています。

県の所管の河川をどのようにこれから水量回復していくか、河川環境を守っていくかというのは県の責任です。でありますから、これは、県が方針を決めて、電力の自由化が始まって、民活の風潮の中で、やむなく水力発電を民間譲渡しましたけれども、そのときに決めたことは、これからも流量回復を進めるということを条件にして売却はしたはずだ。そのために、平成27年からは、宮川流域振興調整会議というのを庁内につくって10年間ずっと検討してきた。しかし、進展が全くない。これ、10年間でありますから、これをどうして行くのか。これは県の責任。

さきの大台町長との円卓対話で町長が知事に質問されたのは、この流量回復について、県の責任は何ですか。今後の流量回復のスケジュールは何ですか。こういうように質問したところ、県は、知事は、このことについての明確な答弁はされていない。

そこで、改めて、この関連質問でお聞きすることにしました。頼みます。

○知事（一見勝之） 限られた時間でございますので、答弁が終結するかどうかちょっと自信がありません。長い時間をかけてお話をせないかん。なぜかと言うと、これ、長い歴史がありますね。そもそも、ある河川の水を、ダムを使ってほかのところへ流すというのは、これは、私も国土交通省で働いていましたが聞いたことがない。少ないと思います。

それから、大台町長との円卓対話でも話しましたが、平成12年に宮川流域ルネッサンスの話があって、県が水を自由に使えるようなときであれば、どうやって流量回復していくかとやれたと思うんですけど、平成26年に中部電力と契約を結んで、確認書も見せていただきましたけど、中部電力との間で、そもそも発電施設を売ることがいいのかどうかとちゃんと議論せなあかんだと思います。でも、それは県でもう決めた話ですから、やむを得ない話だと思いますし、ただその売り方も簿価で売ったと、平成26年だと私も空港のコンセッションの議論をしていましたけど、簿価でものを売るというのは本当にいいのかと。あの昭和61年の国鉄改革のときでさえ簿価というのは限定されていて、再調達価格ということで金額を上げるというのがありますし、また、収益還元法という考え方もあったのに、それで本当によかったのかと、これは繰り返すことになるかもしれません。もっと言えば、平成26年のあたりですと、デューデリジェンスをちゃんとやって、どのぐらいの金額を満たすのか、これも議員御案内のとおりですが、企業であれば、EBITDAのやり方だってあったはずなのに、何で簿価で売ってしまうのかというのは、これは、当時はまだ知事ではありませんでしたけど、三重県民として憤りを禁じ得ないところもあるんですが、当時の話であります。

〔「そのとおりです、同感です」と呼ぶ者あり〕

○知事（一見勝之） それは当時の話であります。

水利権も含めて中部電力へ売ってしまいましたので、これ中部電力と真摯に交渉していかなきゃいけないんですが、彼らとしては、一定の金額で買ったもの、それを、利益を渡すということになれば、株主の了解を得るという

ことになると思います。私は民間会社で働いていましたけど、そう簡単なものではない。ただ、真剣に交渉していかないかんというのは分かります。

去年11月ですね、8市町がおいでになられました。

私もその場で、今までの経緯も含めてお話も申し上げましたけれども、8市町の考え方をきちんと確認して、これ、市町によって若干の違いがあると思います。その違いがあったままではよくないので、私ども県としてしっかりと皆さんに確認させていただいて、何ができるのか、何ができないのか、できることとできないことがありますので、それを考えながら、そして水を流すということであれば、中部電力との交渉もしっかりやっていかないかんと思っておりますので、いずれにしても、中部電力も含めて丁寧に意見交換をしていきたいと考えているところでございます。

[47番 西場信行議員登壇]

○47番（西場信行） ありがとうございます。

続きは、私が、また、指名いただく次の一般質問でやらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 次に、野村保夫議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。34番 東 豊議員。

[34番 東 豊議員登壇・拍手]

○34番（東 豊） 34番、東豊でございます。

野村保夫議員の発言に対する関連質問をさせていただきたいと思っております。限られた時間ですので、端的に関連質問させていただきたいと思っております。観光振興についてというテーマで、野村保夫議員の大変よい一般質問の後を受けてということです。

高付加価値旅行者層へのアプローチで、観光庁の補助金、あるいは三重県庁の補助金も使いながら、いわゆる今までの施設ではない少しグレードアップしたような形で、長期滞在も含めて改修をしたという、特に伊勢志摩地域、鳥羽市辺りが非常に熱心に取り組んでいただいたということでもあります。

そんな中ですが、高付加価値旅行者層へのアプローチで、世界遺産熊野古

道の国際シンポジウムの御案内を今朝見ましたが、シンポジウムがいよいよ開催されるということでございます。

今後のインバウンド誘致の考え方、世界遺産登録がされて、暫定登録の年からいろんな形で情報発信しました。5周年のときも10周年のときもシンポジウムも含めて国際会議が行われてきたわけですけれども、いまいち欧米からの来訪者がなかなか伸びてこないというところがございまして、その辺の、今後の骨太の方針みたいなものを、知事の御所見を賜りたい。

時間の関係で2問目もそのまま聞きます。

伊勢路アルベルグ協議会というのが、去年できたわけですが、現状と。これも宿泊施設が非常に少なかった。しかし、伊勢路を通して歩くときに、なかなか少なかったということもあるんですが、それらを可視化して、歩く人にとっては何か利便性が向上されるような取組でありますので、その辺りの現状と今後の取組について、御所見を賜りたいと思います。

○知事（一見勝之） 三重県、残念ながらインバウンド客が非常に少ないということであります。これは、私が知事になりましたから、しゃかりきになって観光に力を入れて、もう予算も増やしてきましたし、組織も増やしてきました。すぐにはうまいこと行きません。

岐阜県なんかは相当インバウンドが来られています。これは、もう私が30年前に、海外で観光関係の誘客をしていたときにもう既に高山市は5か国語のホームページをつくっていましたが、三重県でそこまでやっているところ、この時代においても、そんなにないような気がしております。

観光についても、ほかの施策もそうですけど、やっぱり長い年月がかかります。今、岐阜県がインバウンドで観光客が増えているのは、かつて取り組んできたから、三重県もこれから取り組んでしっかりやっていかないといけないと思っています。

素材は、すごくええものが三重県あります。議員から御指摘をいただいた、これ、熊野古道もそうでございます。私も歩かせていただきました。スピリチュアル、精神性があるものもそうでございますし、これからヨーロッパだ

けではなくて、恐らくアジアもそういうものに対して観光魅力を感じるということになってくると思います。そのときに、訪問しやすいようにしておかなあかんという話を思っていて、知事にならせていただいてから、熊野古道の対応というのをじっくり考えてまいりましたが、観光インフラがやっぱりそろっていないという気がしています。

観光インフラ、一つはやっぱりホテルですね、高付加価値旅行者層。観光庁と調整しまして、様々な補助金に三重県を採択してもらうように働きかけはしておりますけれども、ホテルの整備は、やっぱりしっかりやっていかな、志摩市とか鳥羽市は高付加価値旅行者層が泊まるホテルはあるんですけど、熊野古道にもそういうのを造っていく必要があるんじゃないか。したがって、今年度に補助制度をつくりまして、県内の補助率よりも高い補助率を設定させていただいて、同じ補助制度であるんですけど、何とかインフラが整備できるようにということをやらせていただきました。

また、もう一つは、やっぱり交通ですね。熊野古道の峠を越えて、景色も含めて、昔の雰囲気も含めて楽しんで峠を下りて、車を置いた場所まで戻るのに、もう一遍、また戻らなあかんと、そんなことであれば、観光客は来うへんの違うかと。かつては、公共交通があったと聞いていますけれども、周辺住民の方々の利用も減ってきてということで公共交通がなくなったと聞いておりますので、これは、県として実証実験をやる中で、交通をしっかりとつくっていきたいと思っております。

そうしたインフラ整備をしますと、国内客もそうですけれども、インバウンドも来るということでございますので、まず、そういったところから取り組んでいきたいと思っております。

それから、アルベルグですけど、私もスペインのバスク州デバというところで、アルベルグを見てきました。非常に簡素な宿泊施設です。熊野でもこれ、観光部も頑張ってくれました、南部地域振興局も頑張ってくれて、熊野古道でのアルベルグ、簡素な宿泊施設ということですけど、その協議会というのをつくって、みんなで頑張っってやっっていこうという形にはなっ

ございます。

まだ、これ始まったばかりでございますので、これから結果が出てくるわけでございますけど、まず、デバで現地の人からも話を聞いたのは、そういう体制をつくっていくのがとても大事だということでもあります。

キリスト教の巡礼道と違うのは、向こうは今でも信仰しておられる方がたくさん来られるというそういう優位性を持っておられるんですけど、熊野古道の場合は、なかなかそこが直結しないところがあります。しかし、そうは言っておってもしょうがないので、友好関係も使いながら、精神性を外に発信しながら、ようけのお客さんに来てもらえるように、伊勢路アルベルゲ協議会の宿泊施設もこれから充実をしながら、数もそうですし、内容もそうですけれども、我々も支援できることは支援し、そして国の支援については、多くの支援をしてもらえるように対応していきたいと考えておるところでございます。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） 丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

ヨーロッパの人の、旅に関する意識調査というのはしっかりやっていただいて、どんな形がいいのかということは課題かと思えます。

もうブラッシュアップすれば、磨けば、明らかに宝の山のような東紀州地域、南部地域だと思えますので、情報発信をよくやっていただきたいというのが一つです。

一つは、骨太の方針を県がリーダーシップを取って発信してこられましたけれども、やっぱり、引き続きもっと濃厚に、熊野古道世界遺産登録20周年を超えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、アルベルゲの件であります、ラグジュアリーなことを追い求めるという部分と、やっぱりその地域の人とうまく交流をする、ここが非常に鍵ではないかと私は思います。

特に、若手移住者たちが結構増えてきている中で、民泊あるいは農家民宿、エアビーアンドビーとかというところに登録されて、結構、宿泊客は外国

人のほうが多いということはお伺いしています。

その人たちが、本当にこれからも希望を持って取り組んでいただけるような、いわゆる面的なつながりをぜひ一つに、価値観を一つにまとめるというよりも、そういった価値観をまとめて、広げていくと、共有していくと、うちの町ではとか、うちのところではじゃなくて、やっぱりいろんなところを共有していただくということが県の役割じゃないかなと思います。

それから、あとは交通ですね。御指摘のとおり、本当に日に日にアクセスが悪くなってきているので、これは、ぜひ知恵を出していただいてお金も出していただいて、各市町と共同でやっていただければ、今後、熊野古道世界遺産登録20周年あるいは30周年を迎えるに当たり、明るい希望を持って取り組めるように応援をしていただきたいと思います。

御答弁ありましたら、いいです、一言だけあれば、どうぞお願いします。

○知事（一見勝之） 先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、大事なものは、地域の人と一緒にやってやるというのは、一番大事でございますね。

外国の人たちもそこに来て、食べるものも大事なんですけど、一番大事なのはどういう暮らしをしておるかというのを見たい、それも現地の人たちとふれあいながらやりたいということです。これからもそういう方針でやっていきたいと思います。

〔34番 東 豊議員登壇〕

○34番（東 豊） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明15日から27日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明15日から27日までは、委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月28日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時53分散会